

第5回阿蘇市議会会議録

- 1.平成29年12月1日 午前10時00分 招集
- 2.平成29年12月15日 午前10時00分 開議
- 3.平成29年12月15日 午後2時10分 散会
- 4.会議の区別 定例会
- 5.会議の場所 阿蘇市議会議場
- 6.出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	立石昭夫	2 番	竹原祐一
3 番	岩下礼治	4 番	谷崎利浩
5 番	園田浩文	6 番	菅敏徳
7 番	市原正	8 番	森元秀一
9 番	河崎徳雄	10 番	大倉幸也
11 番	湯浅正司	12 番	田中弘子
13 番	五嶋義行	14 番	高宮正行
15 番	古澤國義	16 番	阿南誠藏
17 番	古木孝宏	18 番	田中則次
19 番	井手明廣	20 番	藏原博敏

欠席議員

なし

- 7.地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	和田一彦
教育長	阿南誠一郎	総務部長	高木洋
市民部長	宮崎隆	経済部長	吉良玲二
土木部長	阿部節生	教育部長	市原巧
総務課長	村山健一	ほけん課長	藤田浩司
農政課長	佐伯寛文	財政課長	山口貴生
税務課長	藤井栄治	教育課長	日田勝也
住環境課長	古閑政則	観光課長	秦美保子
福祉課長	本山英二	まちづくり課長	荒木仁
農業委員会事務局長	園田達也		

- 8.職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	石寄寛二	議会事務局次長	山本繁樹
書記	佐藤由美		

- 9.議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 一般質問

日程第2 委員会の閉会中の継続審査（調査）について

午前10時00分 開議

1 開議宣告

- 議長（藏原博敏君） それでは、議員の皆さん、執行部の皆さん、おはようございます。ただ今の出席議員は20名であります。従いまして、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
- なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりであります。

日程第1 一般質問

- 議長（藏原博敏君） 日程第1「一般質問」を行います。
- 昨日も申し上げましたが、一般質問の所要時間が45分と定められております。
- 従いまして、質問者の議員におかれましては簡潔な質問と、また執行部におかれましては、的確な答弁をお願いし、議会の運営にご協力をお願いいたします。
- なお、一般質問は毎回、市民の皆さん、大変関心の高い質問になりますので、傍聴の方々もお見えになります。傍聴席の皆様にも傍聴規定に基づきまして、私語・雑談等は、ご遠慮いただきますよう、ご協力をお願い申し上げます。
- それでは、これより順次一般質問を許します。
- 9番議員、河崎徳雄君。
- 9番（河崎徳雄君） おはようございます。議会最終日の1番でございます。通告に従いまして、質問をいたします。
- まず、復興基金の創意工夫分でございますけれども、農政課と教育委員会に尋ねますけれども、今議会で復興基金、創意工夫分については、阿蘇市配分4億4,300万円のうち、基金に積み立てておりますけれども、今回の予算で1,752万円を計上されておりますけれども、早くこういうふう計上されるといいなと思っております。予算配分の使い方があるんですけども、ぜひ住民の期待に応えるような、要望に応えるような基金の創意工夫分の事業があるといいなと思っております。
- そういう中で、中央の議会でもあっておりましたけれども、被災農地復旧については、入

札の不調、不落等により、非常に今期も心配しておりますけれども、そのような中で、やっぱり農家、土地改良あたりからの過年債じゃないけど、余震によって新たに発見された被災があるということで、土地改良からも話を聞いております。去年も言いましたけれども、去年も多面的機能を市のほうも進めておりますけれども、阿蘇土地改良関係とも2,600万円ほど多面的機能を使っております。多面的機能は、通常的にいろいろ使うことがありますので、できるだけ多面的機能は、そういう災害復旧に使わないほうがいいわけですね。そういうことで、農政課あたりに、農地の災害復旧あたりに、農家、土地改良あたりからどのような要望があって、どのような県あたりに要請したのかを、まずはお尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） おはようございます。ただ今のご質問にお答えをさせていただきますと思います。

まず、復興基金の創意工夫分ということで、農業災害分ということのお尋ねでございますけれども、現在、各課によりまして復興基金創意工夫分を活用いたしまして、現在、作業の検討をやっているところでございますけれども、農政関係でございますが、さっき議員のほうから余震に起因します災害査定後の対応についてということでございますけれども、議員おっしゃるとおり、改良区のほうからも数箇所そういった事案があるということで報告を受けております。

それから、熊本県への要望ということで、本年8月に営農維持に向けての作付け補償等でございますとか、多面的機能支払交付金事業の拡充等々につきまして要望活動を行っているところでございます。

それから、地震の余震に起因します部分以外といたしまして、新規就農者の現在阿蘇市管内でも施設園芸、ほぼ施設園芸でございますけれども、トマト関係が非常に多ございますけれども、そういった施設園芸に必要でございます灌水施設の破損というものが、非常に多かったということで、その中で、やはりボーリング施設の破損が著しいという報告もございまして、そちらのほうは約10件ほど報告を受けさせていただいているところでございます。

それから、農業用施設用地の基盤の部分の破損ということで、こちらが約4、5件ほど報告を受けさせていただいております。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 農政関係については、ぜひ土地改良あたり、農家の要望あたりを聞いて、そういう創意工夫分について、ぜひ対応していただきたいと思っております。

これで農政課分は終わります。

続きまして、JRの代替バスの運行のことについてですけれども、このJR代替バスについては、私もよく話は聞きますけれども、深く中身は突っ込んでおりません。そういうことで、運行は平日と土曜ばかりで、日曜なんかは運行されていないのですか。まず、現在の運行状況を分かりますならば教えていただきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） ただ今ご質問にありました運行状況について、ご説明をさせて

いただきます。

現在のＪＲの代替バスにつきましては、平日と土曜日のみでありまして、日曜・祭日につきましては、運行がされておられません。

平日につきましては、宮地から大津方面、大津から宮地方面ということでございますが、便数については、平日で８本、土曜日が３本ということでございます。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○９番（河崎徳雄君） 関係者から聞くところによりますと、土曜・日曜の昼の部分の運行とか、日曜・祭日の運行をお願いしたいと。それに加えて、私も特急やまびこには乗車してみましたけれども、やまびこ号の活用で割引なんかはできないかというような声を聞いておりますので、そのあたりもあわせて、ご質問いたします。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） ただ今ご質問のありました件でございますが、当然代替バスにつきましては、便数がかかなり不足をいたしておりまして、ご質問のとおり、日中の便が非常に少ないというか、８時から夕方４時までの間が運行されておられません。通学バスということでございますので、朝の早い時間帯、それから夕方の帰りの時間帯ということで、代替バスが運行されております。

日中の利用だとか、日曜・祭日の利用につきましては、議員がおっしゃいましたとおり、やまびこ号を利用しているというふうな状況でございます。やまびこ号につきましては、運行会社が、九州産交と大分バスの共同運行ということでございまして、代替バスとＪＲとの関係がない状況でございますので、利用につきましては、通常の料金を支払っていただくという形で利用がなされております。

既存の代替バス、ＪＲが行っている部分につきましては、ご承知のとおり熊本県がＪＲに対して補助金を流す中で運行がされているというふうな経緯がございまして、阿蘇市としましても、県に対しまして、日中便の増便であったり、土曜、平日の日中の増便を要望してまいりましたけれども、なかなか状況が改善されるということなく、現状のままの運行が継続をされているというふうな状況でございます。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○９番（河崎徳雄君） 復興基金については、今まで利用されている関係者あたりと一緒にあって県あたりに要望に行った話も聞いておりますけれども、県あたりの対応とか、それとあわせて、本議会で部長が夢のあるようなことを新中学校３年生の対応についてとか、いろいろ記憶しておりませんが、いいお話を聞きましたので、そのあたりも重なりませうけれども、説明をしていただきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） ただ今の件にお答えをいたします。

先般の全員協議会でお話をさせていただきましたけれども、こういった高校生の通学につきましては、非常に利便性の悪い部分があるということで、今般、復興基金創意工夫分でございますが、これを利用して、やまびこ号利用につきましては、利用料金の一部を助成し

ようということで、現在、検討をさせてもらっております。

関係機関との調整あたりもありますし、条例の制定等もございますので、そういったところに向けて現在準備をしているところでございます。

それから当然、現在の高校生はもちろんでございますが、年が明けますと、今の中学校 3 年生はもちろん受験ということで、新たに高校に進学をしますので、そういった中学校 3 年生あたりを対象とした説明会あたりも今後開催をしていこうということで、検討をいたしているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 今、部長から説明がありましたけれども、新中学校 3 年生あたりも、やっぱり地元の中央高校に進学するのは当然ですけれども、やっぱり子どもたちの夢、思いもあると思いますので、ぜひ人口流出を防ぐためにも、そういうバスの利便性の向上に努めていただきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） 今回計画をしております支援につきましては、当然地元阿蘇中央高校がございまして、中央高校も赤水方面から JR 代替バスで通っておられる生徒さんもいらっしゃると思いますので、そういった方々も今回対象にした中での支援ということで検討をいたしております。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 私、今、気がつきましたけれども、私も中央高校の近くでございまして、南阿蘇村の方も、やっぱりかなり来られております。そういうことで阿蘇市ばかりじゃなくて南阿蘇村の生徒たちの対応は、どのようにすればいいのかお尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） ただ今の件について、お答えをいたします。今回、予定をしております復興基金での支援事業につきましては、あくまでも阿蘇市に配分をされた 4 億 4,300 万円を財源として対応したいということで考えております。当然、阿蘇市のお金でございますので、対象者としましては、阿蘇市に在住する子どもさんを対象ということで考えております。他の自治体の子どもさんは対象にならないということになりますので、他の自治体の子どもさんにつきましては、それぞれ居住される自治体で、それぞれの対応をお願いするというふうな形で考えております。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 他地区、南阿蘇村あたりからも、かなり来られております。そういうことも含めまして、南阿蘇村あたりから、そういう要望等があれば連携を深めて対応をしていただきたいと思います。

これで質問は終わりますけれども、お答えが何かあれば。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） 当然、阿蘇市のほうで、こういう事業を実施するということになると、他町村からの問い合わせ、要望等もあるかと思っておりますので、そういった部分に

つきましては、関連する他の自治体と連携を図りながら、他の自治体で対応していただくということでの指導あたりを行っていききたいという具合に思います。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） これで教育部長に質問は終わります。そういうことで、ぜひ利便性の向上に努めていただきたいと思います。

続きまして、トイレ関係ですけれども、私たち議員は、おかげで11月に各委員会で研修に行きました。研修旅行ではありません。研修に行きました。それなりのいい有意義な研修ができたと思います。そういうことで、近いうちにぜひ阿蘇市にも反映できる場所があれば反映するといいなと思っておりますけれども、研修先の公的な施設とか、トイレとか、非常に私も興味がありましたので、よく利用してきました。おらんところは女性のトイレまで、のぞいてきました。そういうことも含めまして、トイレあたりで、本庁ももちろんですけれども、各行政が管理するトイレは全般的ですけれども、今回は教育課とか、まちづくり課あたりに尋ねますけれども、と申しますのも、多目的トイレというのは、どこでもきれいです。どこでもきれいです。

そういう中に、阿蘇市の多目的トイレは、体育館の所ですけれども、本当にクモの巣がはって管理されておられません。そういうことに気が付きまして、できますならば計画的な和式から、私は高齢でございますけれども、ひざあたりが痛うございますので、和式から洋式に計画的に更新してもらいたいと思っておりますので、まずは教育委員会からお尋ねをいたします。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） ただ今ご質問になりました件につきまして、お答えをいたします。

まずはじめに、多目的トイレの管理ということでございますが、体育館にございます多目的のトイレにつきましては、指定管理者に管理のお願いをいたしておる経緯がございますが、ご指摘のような部分があれば、きっと私どもも管理不足の面があるかと思いますが、管理者と現地を確認して、利用にあたっては気持ちよく使用ができるような状態での管理をするように徹底指導をしてみたいという具合に思っております。

それから、各公共施設のトイレの洋式化というふうなご質問があったかと思いますが、教育課所管につきましては、大きく三つに分かれております。

まず、社会体育施設というふうな形で、体育館、農村公園、あびか、そういった部分で8施設ございます。それから、社会教育施設、図書館であったり公民館でございますが、12施設。それから、当然教育委員会でございますので、各小中学校9施設ございまして、全29施設を管理いたしております。この29施設のうち、男女とも洋式を併設してあるものが19施設、いずれか片方、もしくは洋式が全くないというものが10施設でございます。男女とも併設をされておられますけれども、数が不足する分等もありますので、今後計画的な改修をしていきたいというふうには考えております。

なお、今年度は農村公園あびかの災害復旧を行っておりまして、農村公園あびかのトイレ

につきましては、男女とも1箇所ずつ洋式化を図るということで、事業を進めているというふうなところでございます。

教育課所管につきましては、以上でございます。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 今、説明がありましたけれども、教育課関係のも計画的な更新をお願いいたします。

それと多目的トイレについても、いろいろなこともあるかと思いますが、ぜひきれいなトイレができるといいなと思っております。そういうことで、これで教育部長に対する質問は終わります。

続きまして、同じトイレ関係ですけれども、まちづくりのほうに、やっぱり道の駅とか、指定管理あたりで管理されておりますけれども、先ほど言いましたように、研修先のトイレあたりも、本当びっくりするほど観光地は、よございます。阿蘇も洋式化することが近代化とは思いますが、きれいなトイレをつくるためには、やっぱり洋式が必要だろうと思っております。

まちづくり課にお尋ねですけれども、昨日、私は本庁の1階の東の男子トイレをのぞいてみました。あそこあたりも、できたら男子トイレの大便のほうは和式ですね、あの1箇所しかないところあたりは洋式に変えてもらうといいなと、私なりには思っております。そういうことで、同じくトイレの洋式化ということで、まちづくり課にお尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） おはようございます。まちづくり課の所管しますトイレ等に関しましては、直売施設、公園等がございます。私たちも直売施設をはじめまして、13施設、17箇所の公衆トイレがございます。現在この公衆トイレ、今のところ和式のみということについては、1箇所のみでございますして、残りの施設については、各施設でさまざまではございますけれども、洋式化、それと多目的トイレについても、15箇所については、多目的トイレをつくっております。その中でもオストメイトでの改良部分が4施設はございます。議員おっしゃいましたように、施設の管理については、私どもにつきましても指定管理者等に管理をお任せしておりますので、再度、清掃等、管理等が行き渡っているかについては、再度私どもの指定管理者に連絡をとりまして確認をして、気持ち良いトイレであるような形で管理をしていきたいと思っております。

また、今後については、やはり老朽化しているトイレもございます。老朽化しているトイレについては、できる限り洋式化の率を上げていきたいと考えております。観光地になりますと、なかなか洋式トイレのみでは、観光客のお客様からも、さまざまなご意見がありまして、中には一つずつは和式を残していきたいという形で、今後計画をしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） トイレについては、今、課長が言われましたように計画的な清掃と管理をしていただきたいと思います。

これを機会に当初申し上げましたように、やっぱり市全体の部署に、そういうトイレあたりの整備もお願いいたしまして、トイレ関係は終わりたいと思います。

続きまして、畜産クラスター事業のことで一般質問をいたしますけれども、このクラスター事業については、私も全協のとき議会あたりとも、本当にこのクラスター事業が農業の収益向上になるということで非常に共感をしておりました。

そういう中で、いろいろと近頃になって問題が出てきましたけれども、その関連で聞きますけれども、まず、その前に全協あたりで聞いたところによると、行政側は何も法的に違法はないし合法で、極端に言えば、行政は何の瑕疵もないというようなことをうたわれております。そういう中でありますけれども、まず許認可について、まずは合法の整合性をお尋ねいたしますけれども、用地、用途区分について、どんな時に、どこに提出して用途区分の変更をするのか、まずは農政課にお聞きいたします。

それとあわせて、私も経済委員もしております。農振委員でもございますので、このようなことを聞きましたところが、年間の報告というような形ではあるようでございますけれども、この辺あたりを随時やっぱり議会とか、最低でも経済委員会あたりには、こういうことがあったということを報告してもらわないと、我々も市民から尋ねられた時返事もできるわけです。そういうことで、まずは用途区分の変更について、どんな時に、どのような提出をしなければいけないかをお尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） ただ今のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

用途区分の変更というふうなご質問でございますが、農業振興地整備促進法という、いわゆる農振法という法律がございます、農業振興を図る上で優良な農地をどう確保しながら保全していくかというような、あわせて農業振興を図っていくというような法律でございます。その中で農用地区域というふうな区域がございます、主には場整備管内、第1種、第2種農用地というふうな位置づけでございます。

先ほども申しました用途区分の変更でございますが、こちらの農用地区域内におきまして、農業用施設、畜舎でございますとか、農業に供する施設で、いろんな部分がありますけれども、そちらを整備する場合、本来でありますと農用地区域を除外して転用して施設整備をするという流れになりますが、農業用施設におきましては除外ではなく、用途区分を変更するというふうな流れになっております。

従いまして、通常の除外の申し出と同様に、市のほうに計画の申し出の申請をしていただきまして、所定の手続きを踏まえまして、事務処理をさせていただいているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 今回、今の予定地ですね、例の書類が出ている移転をしてくださるというような農地については、当然これには合法になっているわけですか、それをお尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） ただ今のご質問でございます。今回の大規模牛舎の計画につきまして、畜舎でございますので、先ほど申しました農振法上の農業用施設に該当します。

従いまして、今回用途区分の事業計画の申し出がございまして、諸手続きを踏まえまして、事務処理を行わせていただいております。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） これについては合法ということですが、この合法が先ほど質問しましたけれども、私たち議員にも、農振委員あたりに随時やっぱり報告をしてもらおうと助かるなと思っております。そういうことでお願いします。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 年に2回、5月と11月でございますけれども、阿蘇市の農業振興地域整備促進協議会、いわゆる農振協議会でございますけれども、経済建設常任委員の議員のほうも協議会委員ということで構成メンバーに入らせていただいておりますけれども、今回11月の直近の協議会で申しますと、11月に実施をさせていただいております、その協議会においては、今回の用途区分の変更については、報告を行っておりません。除外案件のご協議をさせていただいております。

用途区分の変更につきまして、年間の経過報告ということで、通常5月の協議会の総会のほうで経過報告ということで、年間の用途区分変更の件数なりをご報告させていただいているところでございます。

今いただきましたご意見を持ち帰りまして、協議をできるだけ円滑に報告ができるように検討してまいりたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） ありがとうございます。農政課分は、これで終わります。

続きまして、農地の転用ですが、農地の転用については、どんな時に、どこで決定されるのか。それと隣接農地の同意、承諾は必要なのか、これをお尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（園田達也君） おはようございます。よろしくお願いたします。

今ご質疑の農地転用の許可について、お答えいたします。

耕作地に農作物を作っていた者が、砂利敷きとしたいということで、耕作をしなくなった場合です。そういうときに転用許可が必要になります。農業委員会としては、届出書の提出があった場合には、速やかに審査を行って、適合なものは受理とすることになっております。

今回、農地転用の受付は9月27日に受理をしました。転用に関する書類は、そろっておりましたので、10月10日に総会にかけております。農業委員会の判断というのは、転用が周辺農地の営農に支障はないかということでございまして、周辺農地に支障はないとの判断で県のほうに副審をいたしたところです。11月27日に、県が転用の許可をおろしております。

質問の中に、期間がどのくらいかかるかということもございましたが、大体転用の申請を月末までになされまして、その後、総会を翌月の10日に開くことにしております。

それから、県のほうに進達を上げて、県の許可が大体、その翌月の20日ぐらいに出てきま

す。大体、最初から数えて1箇月から2箇月というあたりが転用の期間かと思えます。

それと最後に、隣接の同意についてのお尋ねもございました。

農地法は、農地転用許可の基準に隣接地の同意までは求めておりません。従って、法の定める立地基準、一般基準を満たしていれば、隣接地の同意はなくても許可ができるということになっております。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） じゃあ今回請願が出ている牛舎建設の移転を求める請願については、あくまでも農業委員会としても合法だという判断ですね。

○議長（藏原博敏君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（園田達也君） 農業委員会としては、合法と考えております。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） これで農地転用は終わります。

それと、この事業が平成28年度事業だと思いますけれども、平成28年度事業だったら、完成期間は、いつになるわけですか、繰り越しあたりも考えて、いつになるのかをお尋ねいたします。これは農業委員会のほかで結構です。事業年度は、おそらく平成28年度だと思いますけれども、平成28年度で完成は、いつまでを目指さないといけないんですか、それをお尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） お答えいたします。

補助事業の年度でございますけれども、平成28年度の事業でございます、平成28年度の事業予算を平成29年度に繰り越しをいたしてございまして、現在実施をされているというようにございます。

完了年度につきまして、同じく、平成29年度いっぱいというように聞いております。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 平成29年度いっぱいということは、あと年は明けますけれども、本年度というのは、来年の3月31日まででいいわけですね。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 今回の畜産クラスター協議会の事業主体は、10畜産農家、法人がいらっしゃいます。現在、震災の影響によりまして、資材高騰でございますとか、実際の施工業者が不足しているというようなことで、なかなか計画どおりに10事業者すべてが計画どおりにいってないというふうな状況を聞いております。

そういった中で、現時点ではなかなかはっきりしたことをお伝えできませんけれども、場合によれば、事業の再繰越し、事故繰越しあたりも視野に、今後協議が進められていくものと考えております。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 事業年度については、ここで終わりますけれども、同じく農政課長

であると思っておりますけれども、事業に関する経緯ということで、私なりに抜粋をしております。その中で、平成28年10月4日に、こういう協議会設立とか、2月2日に計画地のとか、協議会から県になっております。

それと、2月15日に建設現場予定地は、今の計画予定地の現場確認がなされております。それと2月23日に、そういう計画の認定がなされております。そういうことで、2月28日に計画書の書類申請というのが、協議会、市、県の決裁がおりておりますけれども、この決裁は、まず、今までの28日までで尋ねますけれども、建設予定地の場所はどこなのか、決裁はどこまで決裁しているのか。いろいろ内容によって決裁区分は違うと思っておりますけれども、決裁はどこまでやっているのか。建設予定地の場所は、どこで決定しているのか。それと、農協に問い合わせしておりますことについても、ちょっとお尋ねをいたします。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 議員のほうから、時系列の資料を抜粋ということで、お配りしていただいております。この中で、今議員からご説明がありましたとおり、2月28日までの分の決裁区分でございますとか、事業の場所でございます。

まず、事業の予定地でございますけれども、2月28日時点で、事業実施計画承認申請ということで、クラスター協議会のほうから阿蘇市に提出がございまして、県のほうに市から進達という形で行わせていただいております。この際に、この申請書、この時点で、今回の構成される10畜産農家、法人のそれぞれの個別の計画が添付されておまして、その個別の計画の中に、今回事業予定地の位置図が添付されておまして、その予定地自体が、今回のグラウンド北側にある部分と違った実施場所が掲載されていたということでございます。

それから、決裁区分でございますけれども、今回の事業実施計画承認につきまして、阿蘇市以外の自治体も高森町、それから産山村も入った阿蘇地域全体の計画というふうなこともございまして、決裁につきまして、経済部のほうで決裁過程を終えておりますけれども、経済部の中で処理しているというところでございます。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 2月28日までの時点では、いろいろJAあたりと、ちょっと意見が違って、場所が、書類が不備だったとかいうことがありますけれども、次の2ページに、私も事務要綱あたりを調べてみました。この要綱事項にも問題があると思っておりますけれども、すべて場所が変わろうとどうしようと、やっぱり何も瑕疵はないんじゃないかと、私は判断いたします。場所が変わっても、これはやむを得んだろうと思っておりますけれども、この考え方はどうでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） お配りいただきました2枚目の資料でございますけれども、こちらのほうが当該事業の事業実施要綱に基づきます中の別紙1に制定されております事業の実施手続きというふうな項目だというふうに思っております。

事業場所の変更につきまして、要綱上については、可能というふうな部分がございます。こちらのほうは阿蘇地域全体で計画を行うという計画に基づきましてございまして、例を挙

げますと、熊本県阿蘇市から大分県竹田市に計画が変更になったといった場合については、重要な変更にあたるというふうなことでございますので、変更計画の承認が必要であると。今回は熊本県阿蘇地域内で場所が変更になったというふうなことで、事業上については、軽微な変更にあたるというふうなことで、変更計画の申請は要らないというふうな見解のようでございます。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 時間がないから足早になりますけれども、まず2ページの事業実施の要望事項に基づく(1)ですけれども、その中の終わりのほうに、JAが直接県に出しても、書類は出してもいいわけですね。しかし、その実施計画書は協議会から市民にも伝わってくると思いますけれども、ここに書いてありますね「関係する市町村長に事業実施計画及び認定計画書の写しを提出するものとする」と、次に(1)で、またありますけれども、「提出を受けた市町村長は、これを都道府県知事に送付するにあたり、必要に応じ指導及び調整を行うものとする」というふうになっております。ここあたりがどうだったのかをお尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） こちらの2ページの(1)(2)の記載の部分でございますけれども、今回のクラスター事業計画については、阿蘇地域を対象に行っております。今回、この記載の部分につきまして、熊本県を対象といたしました例を挙げますと、天草大王でございますとか、経済連が行っております養豚の部分が、この条項に値するというふうなことでございますので、今回の阿蘇地域の計画については、この条項に基づかず、それぞれ協議会から阿蘇市のほうに、それと阿蘇市から県のほうに事務処理を行っているというような状況でございます。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） いろいろ事業申請については、行政から見れば合法だという判断ですけれども、私も全くそうだと思います。

しかし、陳情、署名書が出ている近隣住民の不安な気持ちもよく分かります。そういうことを受けて、要望書も市長宛に出しておりますけれども、市長は近日JAとか県あたりに要望に行かれているようでございますけれども、新聞に阿蘇市は「誤認のまま決定」と、こういうことも私は言われても仕方ないと思います。その中で、お互いにJA、市、県、お互いにいろいろ情報の共有ができなかった部分もあると思いますけれども、反省する課題があるとなれば、協議を深めていただきまして、できますならば住民の声に応えるようなことができるというふうに思っておりますので、これは時間がありませんので、市長にお尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君） 佐藤市長。

○市長（佐藤義興君） 経過については、もう既に理解をいただいたと思いますけれども、今、一つだけ阿蘇市名誉として気になることがありました。

この新聞の中で、「誤認まま決定」ということでありますけれども、この誤認については、

「仕方がない」ということを先ほど発言をされました。そんなもんじゃないと思うんです、これは。これは、ちゃんと今、時系列的にちゃんと今までを話をさせていただいて、そして、2月の中時点において、現地がもう変わっておったと。しかしながら、我々は、それを区長さんや、地元の皆さん方が、変わって今回のところに来たということまでは知らなかったんですよね。その状態の中で、それは誤認とか、そういう問題ではなくて、今きちんと、その辺を精査しながら、真実を今つきつめておりますので、この「仕方がない」ということは、阿蘇市の名誉にもかかわることでもありますので、どうか、その辺の認識はしっかりとさせていただきたい。その上で、私たちは今、17人の皆さん方から、7,446という重たい署名を頂きました。これは当然、尊重してやらなければいけない。その尊重してやらなければいけないことを今、関係機関のほうにきちんと確認を取りながら、そしてやっておりますので、この記事が間違いということが確認できたならば、ちゃんと書かれたマスコミのほうに意見を申し上げていきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君、質問時間が終わります。最後にしてください。

○9番（河崎徳雄君） 今、市長から「仕方がない」という、私の言葉もありましたけれども、そういう「仕方がない」という言葉は取り消したいと思っておりますけれども、しかし、私は、この時系列を見た時ですよ、私なりの判断は、やっぱりあまりにもJA、市、協議会、この検証が今思ってみるとですよ、その時の決裁のあり方が、やっぱり問題があったんじゃないかなろうかと。決裁が、よく内容を精査しないままの印鑑を押したとか。結果的に見ればですよ、そういうしっかりした確認がないままにきたのが、一つは大きな原因だろうと思っております。

そういうことも含めまして、ぜひ先ほども申しましたように、新聞に載っておりますけれども、内部でJA、協議会、県あたりが、まだ問題点もあると思います。そういうことで、よく勉強を深めて協議をしていただきまして、市民の心配、負託に応えるようにぜひやっていただきたいと思っております。

当初は、私は今、場所を変えるということは、期間がかかりますので、お願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 河崎君、時間がきました。

○9番（河崎徳雄君） はい、終わります。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君の一般質問が終了いたしました。

お諮りいたします。

質問時間の配分上、ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、暫時休憩をいたします。

11時から再開しますので、議員の皆さん、よろしくお願いいたします。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは、休憩前に引き続き、ただ今から会議を開きます。

14 番議員、高宮正行君の一般質問を許します。

高宮正行君。

○14 番（高宮正行君） 14 番、高宮です。通告書に書いておりますけれども、今、国会の中でも、いろいろ論戦が行われておりますが、TPP と交渉というものがアメリカが離脱をして、そして、日本が主導的な役割を果たしながら、自由貿易協定に向かって進んでいるわけです。そういう中で、EU との FTA 交渉が、今月ですか、妥結したという情報が入ってきております。その他にも 2 国間の自由貿易協定が、いろいろ協議をされておると、安倍政権の中で世界的に保護主義的なものが広がってきているから、自由貿易を守るんだという強い意志のもとに、それがやられておると。

そういう中で、やはり日本の農業の体質を強化せないかんということで、国際協力をもった農政、農業というものをつくっていくという部分も安倍政権の中で言われております。

そういう中で出てきたのが、今回 2 点通告をいたしておりますが、主要農作物種子法と、大きなこの柱、これが廃止をされる。

それから、また減反政策が廃止をされるということで、大きな転機を迎えようとしている。そういうことですので、1 番目に主要農作物種子法が廃止になるということ、まずお話をさせていただきたい。そして、答弁をさせていただきたいと思いますが、この主要作物種子法といいますのは 1952 年、これは昭和 27 年頃ですかね、戦後の食糧の増産ということで、種子をきちんと管理して、良質な種子を各県の圃場指定をして、良質な種子を農家の方々に供給していく、そして、食糧の増産を図るという目的でやられてきています。

そういう中で、この主要農作物種子法が廃止をされる。非常に、これマスコミでもあまり議論になっていないですね。しかし、農家にとっては非常に大きな問題だと思います。ここで廃止になった場合の農家に与える影響。それから県の中で、圃場が指定されて種子を生産している。そして、安価で農家に供給している。交付金を受けて生産をした種子が、きちんと品質保証され、種の品質も保証をされて農家の方々の手に渡っていくという政策が、それも継続になっていくのか。そして、民間の参入を促進するというのが、一番の目的でしょうから、当然民間が種子を供給していくということになります。そうなっていきますと、非常に心配されるのが、企業がノウハウを持ったところが独占をして、非常に高い価格で種子が供給されてしまう。現に、アメリカあたりがハイブリット種の種子なんか独占状態にありますけれども、そういった種子が日本に入ってきて、農家に供給されていく。

それから、遺伝子組み換えの大豆等が一時話題になりましたけれども、そういったものが民間によって供給されていくんではないかという危機感があります。

そこで、今後、県が果たしてきた種子法にのっかって、県が果たしてきたほ場、これは守られていくのか。そして、完全に民間に移行してしまうのか。そこをお伺いしたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） お答えさせていただきます。

主要農作物種子法ということで、種子法と通常呼ばれておりますけれども、議員おっしゃ

るとおり、昭和 27 年に制定されまして、本年 2 月に廃止法が閣議決定されておりました、4 月に可決成立をいたします。

来年 4 月 1 日を予定といたしまして廃止されるというふうな流れになっていることを聞いております。これまで、この種子法に基づきまして、主要作物の品種の部分が国、公共機関によって守られてきたというふうな分でございます、これまで国、それから地方の公共団体が公的資金を投入いたしまして、そういった種子の開発でありますとか、品種改良等々を地域特性に合った部分を研究開発してきたというふうな流れかと思えます。

今回、廃止されまして議員おっしゃるとおり、民間の参入が国内も含めて諸外国からも参入が見込まれているというふうなことで、非常に危惧されておりますけれども、詳しい資料については、まだ明確ではございませんけれども、既存のそういった国の機関でありますとか、都道府県の機関の、そういった施設については、引き続き民間と連携をとった形で研究開発が行われるということで聞き及んでおります。

○議長（藏原博敏君） 高宮正行君。

○14 番（高宮正行君） 民間と連携を取りながらということでありまして、今までは国が交付金を出しながら、圃場で良質な種子、また原種あたりを守ってきたというのがありますけれども、そこが国の種子法というのが廃止になって、じゃあ種子法のもとで県がやっていた事業というのは、県が単独でやっていくということになるわけですかね。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 法が廃止されますけれども、直ちに民間に完全に移行するとかという話ではないようでございますので、そこらあたりについては、現在、国、農水部門をはじめ、熊本県からも何も情報等が入っておりませんので、状況といたしましては、先ほど申しましたように、廃止を受けて、協議の中で、そのあたりが方向性が定められてくるものと思っております。

○議長（藏原博敏君） 高宮正行君。

○14 番（高宮正行君） 方向性も、まだ明確ではないということだろうと思っておりますけれども、今、地球温暖化が進んでいて、実際、今年の稲作を見れば分かりますけれども、高温障害が出たと、シラタが多かったと、二等米ということも出てきております。そういうこともあって、やはり地区に合った稲の品種、そういったものを細かく情報を収集しながら、やっぱり取り組んでいただけるのは公共機関だろうというふうに思います。

そして、今後高温障害対策米あたりも阿蘇も取り入れなければならないような状態になってきます。そういったときに民間が開発費用を投入して、それを開発した。そして、供給してくるときには、どうなってくるんだろうなというふうな思いもあります。

それから、転作で大豆の生産もありますけれども、大豆については、アメリカのほうから遺伝子組み換えの大豆というのが入ってこないよということ、日本は今やっておりますけれども、それが安易に遺伝子組み換えを行って、多量に作れるような品種を開発していくと、そういったときに、やはり国の管理が入ってないと種子の安全性、そして、やはり消費に回るわけですから、食の安全というものを守るうえで、今後どういうふうな法規制とい

いますか、なっていくのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 種子法廃止後の新たな対応策と申しましょうか、そういった原種でありますとか、優良品種をどう保護していくかというふうな諸外国からの部分も非常に圧迫が想定されますけれども、そういった中でどう保全していくかというふうな規制も当然出てくるかというふうに思っておりますけれども、阿蘇地域におきまして、JA阿蘇管内におきましては、「阿蘇こしひかり」でありますとか、食用で申しますと「阿蘇こしひかり」、それから、熊本県では「森のくまさん」といった商品種もあるわけがございますので、そういった非常に高値で全国的にも人気ブランドというようなことで定着をいたしているところがございますけれども、これは、やはり阿蘇市、阿蘇地域、熊本県全体で考えていく、検討していくものでございます。また、どう守っていくかというふうな、非常に大きな課題もあるわけがございますので、そういったことも踏まえまして、今後動向につきまして注視してまいりたいと思いますし、情動的には、まだまだ下りてきておりませんので、対応にあたりまして、まだ予定はしておりませんが、農業関係団体、また地域再生協議会等々と連携を取りながら、そういった協議も今後進めていく時期にきているのかなというふうに思います。

○議長（藏原博敏君） 高宮正行君。

○14番（高宮正行君） 今後協議をしていかなければならない部分が、かなり出てくるだろうと思います。今の種子の流通ルート、これがどうなっているのか、流通ルートが国が管理してきたほ場、県が管理してきたほ場から交付金を出して、出すときには安価な値段で出していく。これが民間に移行していきますと、当然その流通ルートが変わってきます。そうすると当然、種子の値段も上がってくる、すると生産者の生産原価も上がってくるというふうなことになると思います。その流通ルートも含めて、今後協議、当然JAもそこに入ってくるだろうと思いますけれども、そこらあたりの流通ルートについての質問でございます。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 流通ルートでございますけれども、現在経済連等々が入りまして、食用の部分でありますとか、大豆、それから麦関係の流通を賄われているということで思っております。

今回の種子法廃止によりまして、民間参入というふうなことで、冒頭、議員からもご質問がありました。なかなか利益優先というふうな部分が、今後やはり民間参入によって追求されてくるわけがございますので、いわゆる地域の特性を担った部分、そういったものが現在日本国内に約300種ぐらいの食用の米の品種があるというふうなことでありますけれども、そういった地域特性に合った品種が、こういった民間参入によって、同じものを効率的に広めていくというふうな手法に置き換わるというふうなことで、そういったものがなくなっていくということが非常に懸念されてくるわけがございます。

そういった地域の土地のものを、どうブランド化として残していくかというふうな議論も今後は活発的に行っていくべきではないかというふうに思っています。

○議長（藏原博敏君） 高宮正行君。

○14 番（高宮正行君） 法律が廃止されるわけですから、大きく変わるということですので、やはり阿蘇市の農業をされている方々が不安にならないような政策を阿蘇市としても進めていかなければいけない。協議をしながら、やはり経済連あたりにも申し入れるところは申し入れながら、地域の特性を守っていくという立場で、今後推進をお願いしたい。

そこで、次の質問に移ります。

この減反政策に伴う所得安定対策直接支払の影響はということで、書いておりますけれども、この減反政策というのは、食管法ができたときに、1942年に制定された食管法、これで戦後の食料不足を補うために、農家の生産意欲を高めるということで食管法が制定され、農家から高く買う、そして、安く市場に出していくと。そして、農家の生産性を高めていくということでやられた。

そして、1968年から1970年代にかけて、米余りというのが出てきた。そこで、米余りの現象をどうするのかという形の中で減反政策が出てきたというふうに思っておりますけれども、結局食管法自体も廃止されて、自主流通米とか、そういったものが認められていった。米の値下がりもずっと続いておると。今年は、ちょっと上がるかもしれんということをおっしゃっておりますけれども、今、米の消費が毎年8万t減っていると。その8万tというのが毎年の減反に上乗せされてきたというのがあります。阿蘇市の農業再生会議で議論する中で、やはり毎年8万t分の減反分が上乗せしていったということです。

しかし、今後この国自体の減反政策が廃止になって、県の農業再生会議といいますか。県のほうで、これが地方に割り振られるという形になりますけれども、減反面積あたりを地方で、県なら県で各市町村に割り振るといふ形になるのか。そこの今後の減反のあり方は、どうなっていくのか。どういうふうに進められてくるのかをお伺いいたします。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 質問にお答えいたします。減反政策でございますけれども、昭和46年、約46年前から始まりまして、本年度いっぱいまで廃止になるというふうなことでございます。

今回の廃止によりまして、国内の各都道府県のそれぞれの取り組み、これまで取り組まれていた部分を、どう継続するかというふうなこともございまして、それぞれ都道府県ごとの思いがあるようでございます。

熊本県におきましては、生産数量目標に変わって、作付け目安という形で配分をするということですが、これは各地域の農業再生協議会のほうに示すと、県内の農業再生協議会に示すというふうなことで計画をされております。

今後の米価の下落を防ぐためにも市の農業再生協議会としましても、これまでどおり需給調整の実施をする予定というふうなことで、協議会からも聞いております。

今後、引き続き協議会の内部でも、そういった情報の共有化が図られていくものというふうに思っています。

従いまして、平成30年度から新たな部分が、作付け目安というふうな形になりますけれども

も、産地交付金、そういった経営安定政策の交付金については、今までどおりというふうなことでございまして、米の直接支払交付金だけが廃止になるというふうなことで伺っております。

○議長（藏原博敏君） 高宮正行君。

○14番（高宮正行君） 県のほうで各市町村の農業再生会議の中に割り当てが目安として出てくるだろうと。そして、交付金については、当然一緒だろうということでございますけれども、当然、国としては減反政策を開始するわけですから、当然それについてくる転作の交付金あたりも、先はどうなるか分からんというのがあるんでしょうけれども、これは米の直接支払 10a 当たり 7,500 円、通告書に書いておりますけれども、転作大豆 10a 当たり 3 万 5,000 円、二条大麦 10a、3 万 5,000 円、飼料作物 10a、3 万 5,000 円、WCS が 10a が 8 万円、そして加工用米が 10a の 2 万円という形で書いておりますけれども、個別で見えていくと、その交付金あたりは、ほぼ変わらないということですね。それでは何年度まで変わらないかというのは、当然分からないということですね。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 先ほど申しました米の直接支払交付金でございますけれども、10a 当たり 7,500 円の部分が廃止にあるわけでございます。これが今年度いっぱいでございます。30 年度からは廃止されるということでございます。

転作の部分の大豆、二条大麦、飼料作物、WCS 等々の転作物については、これまでどおりの交付金に変更ございません。従いまして、単価についても、そのままということになります。

現在の阿蘇市の状況でございますけれども、転作が非常に過剰と申しましょうか、主食用を上回っているというふうな状況でございます。約 500ha ほどでございます。

要因といたしましては、WCS の復旧ということで、WCS については、1,100ha ほどでございます。これは日本一だそうでございます。

従いまして、通算は減反政策の廃止によって、主食用に移行するというふうな部分は、なかなか影響が少ないのではなかろうかというふうなところで思っております。逆に WCS の経営安定所得対策自体が廃止になることによって、そこで非常に変化が起こってくるのかなということで考えているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 高宮正行君。

○14番（高宮正行君） WCS とか、補助金が多い部分については、まずは変化はないということですが、米の直接支払いが、この減反廃止によって 7,500 円がなくなるということですが、今現在でも WCS は、かなり作付面積が増えていると。今後 WCS の枠といいますか、そこらあたりは当然ありますけれども、作付面積として各大豆、二条大麦、飼料作物、WCS、ここの面積の割り当て、当然この交付金を改良しなければなりませんので、今現在は、どういうふうになっておりますか。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 現在の作付け状況でございますけれども、平成 28 年、昨年度で

ございますけれども、主食用米の面積が 1,754ha でございました。本年、平成 29 年度につきましても 1,820ha でございます。これについては、震災の影響から復旧した分から主食用に移行したものだということなことでございます。

麦についてが、ほぼ昨年同様 50ha 程度でございまして、大豆が昨年が 200ha、本年度についてが 144ha でございます。飼料作物についてが、昨年 353ha に対しまして、本年が 328ha でございます。WCS につきましても、昨年 1,067ha に対して、本年度が 1,119ha でございます。

そういった主要作物については以上のようなとおりでございまして、市の再生協議会のほうで阿蘇市の水田フル活用ビジョンという計画を策定いたしておきまして、こちらのほうで各主要作物ごとの今後の目標取り組み面積あたりも計画されておきまして、主食用米についてが、平成 31 年度の目標数値といたしまして、約 2,200ha、飼料用米が 100ha、それから WCS 自体が 110ha、麦が 210ha、大豆が 160ha というところで、現在計画をされております。

○議長（藏原博敏君） 高宮正行君。

○14 番（高宮正行君） これが正式に農業再生会議のほうで、また 30 年度の作付けあたりが出てくるとは思いますけれども、阿蘇市の農業人口が急激に減っているわけですね。やはり阿蘇市、今農業人口は 1,400 人ぐらいだったのですかね。農業者を守っていくと、農業者を守るイコール国土の保全にもつながっていくわけですから、そして、食糧の自給率も上げていくという形で守っていくということですよ。

いろんな形で国際競争力を上げていかないかということ、やられていますので、当然規模拡大、そして、法人化という方向に進んでいこうと思っておりますけれども、その中で、やはり今後問題になってくるのは、農業後継者の問題、そして、新規就農者の問題、新規就農者については、5 年間の 150 万円の新規就農者のお金が出ますよね。そういったものもありますけれども、より新規就農者及び後継者が農業経営をやりやすくしていく支援策、こういったものを今後農政としても考えていかないかと思うと。そして、なおかつ国際競争力を強めていくという動きをしていかないかということですので、農政課として、その国際競争力を付けていくという面で、どういうお考えをもっておられるか、お聞きしたい。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 非常に難しい問題かとは思いますが、まずは新規就農者でございますけれども、やはり収益性をどう求めるかというふうなことでもございまして、やはり土地利用型ですね、主食用でありますとか、麦・大豆においては、大規模化が当然必須条件でございます。なかなか新規で参入しまして、すぐさま経営の軌道に乗るとするのは、なかなか難しいことでもございまして、こちらのほうは現在管内でも法人化されている方が非常に多くおられまして、大規模に経営をなさっております。そういった方々には、それぞれ後継者の方がいらっしゃるという、非常に経営的には上向き状態ということで、いわゆる売れる米づくりというふうな展開をそれぞれの取り組みの中で行っているということでもございます。

阿蘇市の農業については、今後については、やはり地球温暖化等の影響もございまして

ども、いわゆる高冷地といった部分も、そういった特色を生かす部分と、それ以外に先ほど申しました土地利用型の部分をどう生かしていくかというふうな部分が求められているところでもあります。

それから、やはり草原といったものを草原以外の農作物の展開ということで、野草堆肥を活用したそういったブランド化、また販売戦略あたりも、当然そういったものも農畜産連携した中で取り組んでいく必要があるということで考えております。

○議長（藏原博敏君） 高宮正行君。

○14 番（高宮正行君） 今お話していただきましたけれども、阿蘇には草原というものが、非常に有効な資源があると、それを堆肥として使って、炭素循環社会ですよね。それを特長として、やはり阿蘇の農産物を売り込んでいくと。そして、当然国際競争力を付けるということは生産原価も下げていかないかんということもありますので、やはり農家に対しての経営面での、そういうバックアップと、お金のバックアップじゃありませんよ。経営計画を立てたり生産原価を管理したり、そういったバックアップもしていかなんだろうというふうに思います。

やはり私たちもですけれども、何でも数字は井勘定にしますので、そうじゃなくて、若い人たちは、今はきちっとコンピュータで財務管理も原価管理もやられていると思います。そういう人たちばかりじゃありませんので、やはり市としても体質を強化していくという形で、今後いろんな、そういう経営面のバックアップが必要になってくるだろうと思います。

今後、大きな国際競争という中に日本農業もさらされていくわけですから、我々も、そして行政も、じゃあ地域の農業を守るためにはどうするのかという目標を持って頑張っていたきたいと思います。

最後に、市長にお伺いしたいと思います。農政面での国際競争力をつけないかんということで、今盛んに言われておりますので、阿蘇市として、今後農政をどのようにもっていくのか。そして、阿蘇の農業をどう守っていくのか、市長の思いを一言お聞きしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 市長。

○市長（佐藤義興君） 今のいろんな質問の中で、農業環境がすごく変わってきているということは自分自身も認識をしておりますし、このすばらしい台地と、それから草原を活かした、より深掘りをした農業のあり方というものの方が大事だろうとは思っています。

内牧で今現在やっている農業の方々もそうでありますけれども、後を引き継いでいく若い人たちが、やっぱりより魅力があるというようなものに育てていかなければいけない。でも、これは私一人ではできる問題ではないと思っていますし、関係機関の方はもちろん、農業の実務を心得ている人たちのご意見等もいただきながら、地に足のついた農業の繁栄というものを、これからまた進めていかなければいけないと思っております。

一方では、先ほどのような環境がすごく変わってきておりますから、いろいろな情報を的確に入手して、そして、この阿蘇の台地に合った農業の推進というものを関係の皆さん方と一緒に取り組んでいくということが一番ではなかろうかなと思っておりますし、より後継者の方が参画できるような魅力のある農業というものを皆さん方と一緒につくっていききたいと

思っております。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 高宮正行君。

○14番（高宮正行君） 今、市長のほうから市長の心の中身や思いというものをしゃべっていただきましたけれども、やはり今から後を引き継いでいく若い農業者が意欲を持って取り組めるような農業政策の展開というものを今後情報を集めながら、農政課だけじゃなくて、まちづくりという部分でも観光という部分でも連携しながら進めていかなんだろうというふうに思います。

そして、阿蘇の特色を生かした農業でなければ生き残りは難しいと思います。やはり阿蘇という高冷地、この有利さを生かして農業をどう構築していくのかということを考えてながら、私たち経済常任委員会も一緒に努力をしていきたいというふうに思いますので、ご協力を、そして農業者のために頑張っていきましょう。

以上で、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（藏原博敏君） 14番、高宮正行君の一般質問が終わりました。

続きまして、18番議員、田中則次君の一般質問を許します。

田中則次君。

○18番（田中則次君） 18番、田中でございます。通告に基づいて質問をしたいと思います。時間の関係上2番目のクラスター事業の牛舎建築問題ということで、先に質問させていただきたいと思います。

何人かの議員がクラスター事業につきましては、質問がございました。重複する点多々あると思いますが、私なりに質問していきますので、答弁をお願いしたいというふうに思います。

ご案内のように、先日7,000名からの署名をもって意見・要望がなされています。今までのプロセス等を踏まえて確認等、今後の行政の対応ということで質問をさせていただきたいと思います。

まず、先ほど市長から河崎委員への答弁の中にございましたが、一番は市民の不安をあおったことは、新聞紙上で「市が誤認」という大きな見出しで出ました。その言葉を素直にとりますと、誤解して認識をしていると、誤って認めたというようなことにとられるわけですね。市民は要するに、市は何をやっているんだという話になってきたと思います。市長から先ほど、その辺の確実は情報を伝えていきたいということでございますが、部長、この件については、当事者である部長にお伺いします。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） 失礼します。ただ今の件でございますが、まさしく私どももこの記事に対しては、非常に遺憾に思っております。なぜかと申しますと、協議会等と県で行った現地確認の内容は、私どもにも知らされておりませんし、変更通知もないような状況でございます。市長も申したとおり、繰り返すようでございますが、今後、我々でやっていくことは、真実を明らかにして、どのようにしてこれが認定されるか。

それとまた、7,000名を超える署名を頂いた方ですね、真摯に対応するというので、真実を明らかにして申し上げる機関については申し上げて、今後どのように、この問題を解決していくかということについて取り組んでまいります。

○議長（藏原博敏君） 田中則次君。

○18番（田中則次君） そういような中で、記事によりますと事業実施を指導する立場にある市に正確な建設地が伝わってないということでございます。そのことは間違いないですね。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） その点については、私どもに文書もきております。

○議長（藏原博敏君） 田中則次君。

○18番（田中則次君） 県、市は、指導・助言する立場にある等も含めて、どのように考えておられますか。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） 今回の件は現在のものですが、そこになっておれば、当然その時点でアクションがあったと思いますが、通常そこは畜舎の拠点ということで認識がありますので、指導の必要はないと思います。全く新たな場所になった場合は、法的には農業振興地内でございますが、問題ありませんが、住居に近い周りとかも、当然その事業主さんと協議することになっていると思います。

○議長（藏原博敏君） 田中則次君。

○18番（田中則次君） これも先ほどから答弁がございました。協議会の連絡ミスで市の担当者は現地確認に同席しなかったことについてということで、市長のほうからはクラスター協議会の会長であります原山農協長に質問が出されておりました。先ほど委員長からいただきました。「振興局の市町村参加の指導はなかった次第です」という答弁をいただいております。

と同時に、県のコメントとしては、「協議会事務局から関係市町村へ出席を依頼するのは当該の指導の有無にかかわらず当然のことである」というようなコメントが出されているわけです。非常に整合性がないわけです。いうならば、なすりつけなのか、お互いがお互いの立場をとりながらですよ、なぜ今、住民がそこら辺の話になっているかということ、住民の気持ちを考えて、住民の気持ちも無視しながら、こういう話です。その辺のところが一番肝心なところでありますし、そして、県は立地場所も含め問題はないという一方で、農政局畜産課は「申請地周辺の住民の理解を得るのは当然のことである」というふうな新聞記事でもございました。

ですから、こういうふうなですね、市当局もクラスター協議会の中に入っておられますけれども、更に協議会の一貫した考え方でないことが、今日の問題を私は生んでいるというように思うわけですね。

ですから、今一番不安に思っているのは、古神地区を中心とする分区、それに伴う隣接地の人たちと。気持ちを考えて、私にも毎日毎日電話がございまして。「なんとかせ」、「なんと

かせ」と、なんとかせという話です。なんとかしてやりたいですよ。どこにね、議会と行政の中での話は、今ここで話しておりますけれども、どこが一番の窓口であると、そこなんですよね。行政がとってきたプロセス、お互いがとってきたプロセスは別して、今後の対応としての問題としては、どこが窓口であるかということをはっきりお答えください。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） この件につきましては、協議会の事務局はJAでございますが、私のほうは今回の事業は進達という形をとっておりますので、最終的には県のほうで、ご確認をとらせていただきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 田中則次君。

○18番（田中則次君） 今聞きますと県が窓口的な話でございますけれども、当然クラスター協議会もその中に入ると、その中で、市の行政職も入っておられるわけでしょう。だから、そこら辺のことで、なんらかの形で解決していかないと、住民の満足のできる形、より満足のできる形になり得るかどうかは、それは私も努力してもらいたい。だけど、できることとできないことはあると思う。その辺は、はっきり県との協議の中でしていただかないと延々とこれは続く。やはり、その辺の7,000名から超える要望が出たということにつきましては、重く我々もですけれども、行政も受け止めて、市長も非常に頭を悩まされていると思います。今後の対応が非常に重要だと思います。

県にもこの前、市長が行かれたと伺っております。間髪入れず、県に行かれたと、部長も一緒に行かれたと、どんな内容でございましたか。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） この件につきましては、熊本県にも事業の認定者ということで、責任を持った対応、それと、署名の重さを真摯に受け止めていただいて、問題の解決を図っていただきたいということを県知事宛に出しているような状況でございます。

先ほどの件でございますが、当然私たちも協議会にも入っておりますし、これはJA、市、県という形で早急に会合をもって不安解消に当たっていきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 田中則次君。

○18番（田中則次君） 今、部長から話がありました。「明確な答弁を求めている」ということでございます。おそらく明確な答弁はなかなか出ないと、私はそういうふうに思っています。相手がいることです、一つはですね。その辺のところを相手の方とも、よくお話をされながら、やっぱり県もですね。こっただけの問題じゃなくて、相手がいるということは、こちらでごちゃごちゃやったってしょうがない。その辺も、やっぱりどのような方向性でいくのか、どうして市民の不安を解消していくのか。その辺の点を持って進達をよろしく願いたいと思います。市長は、どのように思っておりますか。

○議長（藏原博敏君） 市長。

○市長（佐藤義興君） 今、田中議員が言われた方向にはもっていきたいと思っております。今の時点においては、いろんなところの関係機関に、その事実の確認と、それから、それを踏まえながら、もちろん事業者の方とも接触をさせていただきましたし、協議会でも接触を

させていただきました。かつ、指導すべき立場である熊本県にも、特にここには責任を持ってやってもらわなきゃ困るということがあり、知事に対して、私は直接要望を出したような次第であります。

このことは、ただ、その辺の担当者だけで問題が解決できるようなことではないと思っております。それぞれのそこで責任ある立場の人間が、やっぱりきちっと真剣に話し合う、そのことによって、やっぱり今までの認定の中で、間違っていたところは間違っていたものであるということ。素直に認めあう、認めあった中で、あるいはこういうことがあったということをきちっと一つ一つ確認をし、つぶしながら、その中で方向性が見えてくるものだと思いますので、今、気持ちをだんだん高めながら、今その方向に向かっていっているところであります。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 田中則次君。

○18番（田中則次君） 市長の心意気も伺いましたので、本当、今後、より早い解決をお願いしたいということで、この件については、終わりたいと思います。

次に、通告しておりました税の未納額ということでございますが、単に増加ということで質問しておりますので、本年度あたりは収納率が上がってきております。

ただ問題としては、合併以来非常に未収が相当額になっております。市民税、法人税、固定資産税、国保税、軽自動車税、そういうふうなことで、この増加の要因は、後ほどあれずるとしまして、税収の未納額について、お伺いします。

税務課長、よろしくをお願いします。

○議長（藏原博敏君） 税務課長。

○税務課長（藤井栄治君） ただ今のご質疑にお答えしたいと思います。

平成28年度の未納金額でございますが、3億2,886万1,462円となっております。

○議長（藏原博敏君） 田中則次君。

○18番（田中則次君） それは単年度ということですか。

○議長（藏原博敏君） 税務課長。

○税務課長（藤井栄治君） はい、平成28年度末です。平成28年度の単年度。

○議長（藏原博敏君） 田中則次君。

○18番（田中則次君） 今も伺いましたように、単年度でそれだけの未収だということですか。今までということですか。

○議長（藏原博敏君） 税務課長。

○税務課長（藤井栄治君） 今お伺いしたのは、今までのトータルとなっております。

○議長（藏原博敏君） 田中則次君。

○18番（田中則次君） それでは、県下の自治体の収納率ということで、阿蘇市はどの辺の位置にございますか。

○議長（藏原博敏君） 税務課長。

○税務課長（藤井栄治君） 平成28年度では、45市町村中43位というふうになっておりま

す。

○議長（藏原博敏君） 田中則次君。

○18番（田中則次君） 今回の伺いまして、非常に他の自治体と比べて収納率が悪いと。日々税務課においては、徴収係、そしてまた、差し押さえ等々努力されております。その努力は認めますけれども、非常に市民から言われると、公平性に非常に欠けていると。異常な事態だと思っています。

税務課長が今言いますように、努力はされておりますが、根本的な解決にはなっていない。おそらくは今からもそうだと思います。例えば、私は税務課長に1回言いましたけど、軽自動車税の話をしませぬけれども、軽自動車は今車検があります。車検の時は納税証明書を付けないでいいわけですよ、いいんでしょう。そういうようなことも陸運局、できることならば、やっぱり収納を高めるためには、普通乗用車以上であれば納税証明書は付けて車検を受ける。軽自動車は、それはないということであれば、その辺の協議もしていただければと思います。どうですか、そこら辺は軽自動車はどうなんですか。

○議長（藏原博敏君） 税務課長。

○税務課長（藤井栄治君） 軽自動車税については、確か普通の自動車と一緒に納税証明書が必要かと思っております。

○議長（藏原博敏君） 田中則次君。

○18番（田中則次君） いろいろな税の徴収方法で、昔は納税組合とか、近隣者でですね。そのようなことで、「世間体もあるから払っとかないといかん」とか、というような状況があるということでもありました。

そこで、私も、税務課長とよく話しますが、部長にお尋ねしますが、全庁的に各部課長さん、そこら辺で、もう少し協議の場を設けるとか、そういうのは以前あったかもしれませんけど、そういうような部署を設けるとか、その辺のことはいかがなものでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 平成19年度から平成22年度までの4年間ではありますけれども、税務課の中に収税対策室、係よりも一つ上のクラスの室を設けております。この収税対策室が事務局となりまして、税金のみならず保育料でありますとか、住宅の使用料、上下水道の使用料、そういった総合的に徴収、公租公課の確保、自主財源の確保、そして市議も言われました一般の市民の方々の不公平感をなくす、そういった形で過去には、こういった組織を設置した経緯がございます。

ご指摘の事項、まずは私たちも真摯に受け止めて、また他自治体の先進事例、こういった環境にするのが納税しやすい環境になるのか。考え方としてはコンビニ納付等も十分考えられる。そういった意見を出し合いながら進めてまいりたいと思います。

平成30年度には、現在5部21課の体制で行政組織を運営してまいりましたが、今一度、来年度組織機構の検証と、限られた職員数でありますので、その職員数をいかに効率的に有効に活用すべきか、そういったことも踏まえて現在の組織の検証、そして、見直しが必要であれば、課の再編、部の再編等も含めてやってまいりたいと思います。今この場で、はい分

かりましたとも言えませんし、そういうことはできませんので言えません。そういった検証を踏まえた中で、ご意見を預らせていただいて、対応してまいりたい。不公平感をなくすこと、これはやっぱり行政の使命でもありますので、その辺は預らせていただきます。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 田中則次君。

○18番（田中則次君） ぜひ検討していただき、組織環境も含めて、そういうような要素の中に、そういうような対策室の中でもそうですし、今までも思い思いで何でだろう、かんでだろうとかいう話になると思います、なっていると思うんですよ。それを明確に外的要因となるものを設けて、1本線を入れて、何でできないのか、かんでできないとかいうようなものをいろんな市民の方には、いろいろな方がおいでだと思うんですよ。そのようなことを集約しながら税の徴収に努めていただきたいと、そして、不公平をなくしていただきたいなどというように思っております。

以上で終わります。

○議長（藏原博敏君） 全部終了ですか。

○18番（田中則次君） はい。

○議長（藏原博敏君） 田中則次君の一般質問が終了いたしました。

お諮りいたします。

午前中、あと3分程度ございますが、午前中の会議をこの辺でとどめたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、午後1時から再開をいたします。

午前11時59分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは、休憩前に引き続き、午後の議会を開きます。

4番議員、谷崎利浩君の一般質問を許します。

谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 4番、谷崎です。議会も最終日となりまして、午後2人を残すところとなりました。

気合を入れてやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、通告書に従い質問させていただきたいと思っておりますが、災害時の対応について、以下について、どのように行っているか、あるいは行っていくかというテーマを一つに絞りまして、やっていきたいと思っております。

では、まず震災から今日で1年半以上が過ぎまして、噴火から1年が過ぎておりますが、対応が今は落ち着いてきているところで、次の災害に向けて、あるいは「南海トラフ地震について備えをしてください」という話が警察のほうから文化祭の時にもありましたけれども、災害に対して、今まで経験したことを生かして、災害対応マニュアルをつくっていかなければ

ばならないと思っております。そのような中で、今回質問することが、その一助となればと思ひまして質問させていただきます。

現在、マニュアルがないということを知っておりますので、質問しながらつくり上げていければと思ひます。

(1)の災害時の被災した情報の収集について、これについてお伺いします。

災害時、初動においては非常に情報が重要であります。この重要な情報をどのように今まで収集してこられたか、それをお尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） ただ今のご質問にお答えさせていただきます。

災害時の情報につきましては、昨年もやがて 20 回ほど警報等々が発令されて、そこで対応しているところですが、基本的には今防災計画の中でも位置づけがございまして、初期の段階では、それぞれの電話等々による通報等、ここが水が増えてきているとかというような、そういう情報によってございまして、警報等が発令をされました際には、待機本部というような形で本庁それから支所、両方に対策の班を設けているというようなところであります。

117 行政区がございまして、そちらのほうにも、今警報が発令されましたけれども、こういった形で被害等々が発生する恐れが今後ありますと。また、台風等々について、通り過ぎた際には、被害の状況はないでしょうかと、何かご近所で、そういった災害の一報等々は入っておりますでしょうかというようなことで、本庁と、それから波野支所、そういったところが統括しているというような状況でございます。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 以前、災害対策を情報収集のことを聞いた時に、行政区は 117 ありまして、多いから、そこまでは聞きませんという話を前も総務課長からお伺いしたこともあったんですが、今は、それぞれに聞いているということで認識してよろしいですか。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） ただ今、申し上げましたように 117 行政区、波野区域は波野の支所の待機班。それから一の宮と阿蘇の区域については、本部のほうで総務の待機班ということで、大体 7 名程度が残ると。

それから、総務の防災対策の我々も含めまして、待機しておりますが、そちらのほうからも行政区長への聞き取りというような形で行っているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） それはいいことだと思います。ただ、ホットラインといいますか一般市民から、ここがこうなっている、あれがこうなっているという電話と。区長さんからくる電話が同じだと混乱するんじゃないかなと思いますし、もう一つは、情報のやり取りといたしましては、117 の区長さんと直接やるというよりも、黒川では黒川区長会長を中心に各区長さんに連絡する体制をつくっております。

それで、自主防災組織の一貫として、それを連携しているんだと思うんですけれども、黒川の区長さんたちからの話では、それをどうやって市につなげるのか、市との連絡の形はつ

くり上げてもらわないと困るという話がありましたので、私は、各区長さんに連絡するというのが一番いいと思うんですが、それもですけども、そのまとめとして、区長会長さんがおられて、おそらく旧町村それぞれ区長会長はおられるので、大体10人弱ぐらいだと思います。その方々と密に連絡を取りながら、ホットラインなり体制なりつくられたらどうかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） 区長会長というより、区長会の役員さんのことを言われているかと思うんですけども、旧一の宮から4名、それから旧阿蘇町が5名、旧波野が4名という13名がいらっしゃいます。これらの方々から情報収集、情報伝達という形になりますと、正確な情報を把握するには、直接聞くというか、間にどなたかが入ることで情報の正しさが損なわれるということがあってはならないということが一点ございます。

それから、各区長さん、前回のような熊本地震のような際には、区長さんご自身が被災されているというような場面も想定されますので、直接117名の区長さん方に聞くほうが、我々としては正しい情報なのかなというふうに思います。

ただ、それぞれの範囲が広うございます。行政区長会に先だっても自主防災組織というような形の設置というようなことと、それぞれの活動等々についても行っていただきたいというようなことで周知を行っているということで、それぞれの地域で、どういった形があるのか、また今後とも検討を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 災害が小さくて、行政のほう、総務課のほうも時間があって、117の区長さんと連絡を取りあえる時はいいんですけども、災害が大きくて、本当に時間が取れないような時は集約して、特定の方と連絡を取らないと難しいかなと思いますので、大きくは、この前の大震災ぐらいのレベルのことを想定してつくっておいて、あとは小さい時とか、特殊な時とか臨機応変な形をつくったほうがいかがかと思います。何かあれば。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） 災害のパターンもさまざまでございますけれども、今おっしゃるように、急に発生するような噴火でありますとか、この間の地震の大きな揺れが全域にわたって起こるというような場合がございます。そういったところを臨機応変に、職員にも情報共有を図りまして、対応していきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 区長会長にこだわるのは、あとからの指定避難所とか、どういうふうに設置していくかで、どうしても行政区区長が集会所で避難をする、避難所を運営するのと、区長会長が地域全体をまとめるのとはちょっと状況が違いますので、ちょっと私としては区長会長にこだわってみたいなと思います。また、それは現場と打ち合わせしていく中でやっていかれると思います。

では、次の災害対応情報の伝達について、今度は市のほうが、いろいろ決定した内容を各市民にお知らせすることへの体制ですけども、特に想定されるのは停電時、この前の震災

の時を一応想定して質問をつくっておりますが、お知らせ端末と自家発電ということで、ちょっとテーマで質問させていただきませんが、各区長から「状況や対応が分からない」という苦情が前回たくさんいただきました。そこで市には、指定避難所に情報をそれぞれ貼り出してくださいというお願いを私としてはしましたし、いただいた情報は各区長さん、各区長といわれても近所の7区ぐらいがやっとだったんですけれども、いろんな情報を持って回りました。それで、いろんなことを知っていただいたんですけれども、一番いいのは日頃慣れているお知らせ端末が使えるのが一番いいと思います。

そういった意味では、お知らせ端末は情報量も範囲も桁違いに多いし、それをなんとか停電時でも対応できるように考えられないかというのを考えています。特に避難所にお知らせ端末が一つある。あるいは、避難所に電気があってテレビがある。これだけでもぜんぜん情報が違いますので、市からの情報としては、お知らせ端末だろうと、そのように思います。

それで噴火の時、私も発電機を買ってみまして、20アンペアできる発電機を買ってみまして、電化製品をつけてみたんですけれども、電気の灯りをとって、そしてパソコンを起動して、お知らせ端末を起動して、いろいろやったんですが、パソコンは、うちはADSLでNTTにつないでますので、インターネットはつながって、すぐ情報は取れました。お知らせ端末のほうが、情報が取れなかったんですよ。それで、おそらくサーバーが停電でダウンしているのかなと思ったんですけれども、お知らせ端末が停電時、こっちのほうは電気をつけてあるんだけど使えなかったという、その原因が分かればお答えをお願いします。停電が原因であるならば、スマホに「知らせますケン2」というソフトが入って対応できる市のホームページが見られる形になっておりますけれども、もともとのサーバーがダウンしていたら、それは見られないと思いますので、まず原因について分かるならお答えをお願いします。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） 今年の噴火時に停電の際お使いできなかったというようなことなんですが、サーバー等々につきまして、それから市役所の前にもあります中継局の拠点がございます。サブセンターというですね。そちらのほうには、CVCFといって、大きな電池ですね、これがすぐにダウンすることがないようにというようなことで、そういった電池も備えております。

また、そういったものも停電が発生した場合は、発電機のほうも自動起動というような形で、テレワークセンター等にありますメインセンター、それから波野と、こちらの市役所前、また産山にもございますが、そこには発電機等々も備えておりまして、サーバー部分が止まるということはあっておらないというような状況でございます。これは平成28年の熊本地震の際も、そういった形でサーバー部分は動いているというようなことでございますので、考えられますとすれば、その端末自体の起動時には大変電力を使います。待機の時間帯については電気の使用量は少ないんですけれども、お知らせ端末を起動する時に消費電力が大きくなるというようなことで、端末自体は起動しなかったのではないかと、そこがちょっと私も分かりませんが、電源までは入っていた状態だったのですね。ちょっと私のほうで思っておりますのは、そこでなにがしかのトラブルがあったのかなと、発電機が安定した電力の供

給ができないというようなところで、お知らせ端末に繋がっております黒いケーブルがございます。そちらのほうに損傷があったりしている場合は、お知らせ端末の画面まで点かずに画面の上に緑色のランプがございます。そこは点くんですけれども、起動しないというような事例もあつたりしておりますので、そういったことが一つは、考えられるというところがございます。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） サーバーはダウンしてないということで、お知らせ端末もインターネットですね、阿蘇ネットワークですか、インターネットも使える状態ではあつたということで、それは個別の端末に問題があるかもしれない。それは、私も見てない、検証できないので、ちょっと分からないんですけれども、避難所に避難された方が、集会所だろうが、指定避難所だろうが、こられた方が阿蘇市の情報をいち早く取れるという形を考えて、避難所に置いたほうがいいと思うんですけれども、そういう意味では端末もちゃんと動くように設定していただくとか、点検していただくとか、その点については、お願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） お知らせ端末等々につきましては、指定避難所にも設置を行っているところですが、平成23年ですかね、整備時には各行政区の公民館1箇所は、それぞれ設置してきているというような状況でございます。

また、先だつての市政報告会等の中でもお知らせしておりますように、「知らせますケン2」というようなことで運用しております。こちらのほうは、サーバーダウンという形ではなくて、クラウドというようなところで運用がされておまして、例えば、阿蘇市内が全域にながしか被害を受けたとしても、そういったことで動くというような仕組みになっているというようなことでございます。これを見られるのが、いわゆるスマートフォンを使っておられると、特に高齢者の方々が、今は「らくらくホン」ですとか、そういった形ではありますが、そういった情報が若い人たちは使って情報を知っていると。なかなかそういった、いわゆるガラケーと言われるものを使っていらっしゃる方々は、そういった情報までにたどりつけないというようなところがございます。やっぱり地域の自主防災組織という形で、地域の中で、その避難者の中で若い人たちが、その情報を知ったなら、思いやりで、そういった情報を高齢者の方々にもお伝えしていくとかいったことも啓発を努めていきたいというふうに思います。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） それで2点なんですけれども、まず、お知らせ端末を使うにしても、インターネットを使うにしても、集会所、避難所に電源がなければ電気はつかないので、常時それぞれに発電機を備え付けていくようにしたらいかかかと、明かりの確保、暗いと不安になりますからね。明かりの確保、携帯電話ですね、「知らせますケン2」があつても、携帯電話はすぐ充電が切れますので、携帯電話の充電ができるように電源の確保ですね。

それと今寒いですが、大体が集会所にある大きな石油ストーブは石油ですけど、電気がないとつかないんですよ。だから、そういった意味で電気の確保として、それぞれの

避難の可能性のある所には発電機確保というのを災害対応のマニュアルに盛り込んでいただきたいというのが一つ。

もう一つは、今「知らせますケン 2」の話がありましたが、しばらく使っていないと ID と暗証番号を打ち込まないといけないんですね。ID と暗証番号を忘れていまして、いざ使おうと思ったとき、問い合わせのしようがないですから、そこら辺はセキュリティはいるのかなと思うんですけれども、そこら辺は、ちょっと改善が必要かなと思いますので、一応進言しておきます。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） 避難所となる施設についての発電機等々の設置ということなんですけれども、指定避難所等がある施設、それから各公民館等々について、全域にすると、かなりのものになるというようなこと。特に電源については、今は投光器等々も対応するような発電機ということは、本庁、支所ということで 11 台ほどは、確保しているというようなことで、そういった発生した場合には、そちらのほうに持っていくというような対応をとっているところでございます。

特に冬場の暖房器具等々は、非常に電力を食うというようなこと、これを常設となりますと、やはり財政的などころの問題が出てくるかと思っておりますので、そこは慎重に検討していきたいというふうに思っております。

また、「知らせますケン 2」の ID とセキュリティということに関しましては、今いわゆるホームページの形で、キャリアによらずに誰でも見られるという形で、ホームページの形をとっておりますが、いわゆる Android というものとか、iPhone とか iOS という形のそれぞれの形があって対応が難しいというなお話でありましたが、今「知らせますケン 2」の開発業者で、いわゆるアプリケーションといわれるもので対応できるように、今開発を進めていらっしゃいます。そういったものが出てくると、また違った取り扱いができてくるのかなと。ただ、ID 等々に寄らないことには、これから次の展開として、住民側が、こういった情報がありますよというようなことを提言ができるサイトのつくりも一部にございます。そうすると、そこがどこから出てきた情報なのか分からないというようなことも懸念事項としてありますので、そこはご理解願いたいというふうに思います。ただ、本当の災害が発生した場合については、一度にできるような、例えば一つの ID、パスワードをどこにお示しするか、まず登録してもらってというような形ではなくて、情報を伝達することが最優先というようなパターンがあれば、そういったことも検討していかなければならないかなというふうに思います。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4 番（谷崎利浩君） ID とパスワードについては、基本的に覚えられているのが原則だと思いますので、忘れないようにしたいと思います。

発電機については、数が多いと大変だと思いますので、まず指定避難所は、きちんとそろえるように考えていただけたらと思います。例えば、今消防とかも、ある程度発電機を持っているとは思いますが、そういったのも臨機応変に使えばいいかなと思いますので、よろし

くお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） 先ほど 11 台と申し上げておりますけれども、5 台は消防で使うというような形で確保しているものでございまして、そういったところと対応していくと。

それから各消防団においても、独自にこういった形が必要になるかなというような形で取っておいたりするというようなところでございます。

大きな発電設備というようなのは、なかなか高額でございます。ところが今はスマートフォンを充電するために、モバイルバッテリーがございますね、いわゆる USB のものを使って、それに照明等まで付いていたりするものもございます。そういったものは比較的安価で 1 万円かからないというようなところでございます。そういったものも消防団に配備していくとか、そういったことも計画することも必要なのかなというふうに思います。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4 番（谷崎利浩君） 大体 20 アンペアの発電機だったら 10 万円ぐらいかなと思うんですけども、大きな発電機をその時取り寄せようと思っても、あちらこちらで被災されてますから、おそらくリース会社から発電機は届かないと思いますので、やっぱりどこかの拠点が備え付けが必要だと思います。

では、次の 3 番の避難所のあり方についてと、援助物資の配送についてに移ります。

今回の災害で避難所のあり方について、多くの課題が見つかりました。最も大きな課題として、市の職員が少ない中、職員に負担が集中することへの改善だろうと思います。解決の方向性としては、避難所の自主防災組織による自主運営の確立であると私は考えます。そうしないときには、逆に臨時職員を雇うような体制でもつくらないと、自衛隊が災害が大きすぎて来られないとか、ボランティアも来ないような所も南海トラフ地震の場合を想定しておかないといけないと思いますので、そのように考えております。

そうすれば、自主運営にしていけば、効果として職員が担当業務に集中できるようになる点。特に担当業務に昼間出て、そして、帰ってきたら夜、避難所の担当が決まっていて、夜そっちにいかないかん。また、寝ずにそのまま昼また担当業務につかないといけないとか、そういったのがあると聞いております。ですから、その振り分けも問題になると思いますけれども、とにかく市の職員に負担がかかっていますので、そういったのが業務に集中できる点や、市の職員は、大方地元の方は知らないで、市の職員だからということで、たまに無理難題を言われたり、怒ってこられたりする方がおられますので、そういう方も含めて、住民の地域の世話役の方だと、よく知っておられますから、その方をなだめたりとか、うまく世話をやいたりできる点とか。区長だと地域住民をよく知っておられますので、隣保班長まで含めれば、ほとんどの住民が把握できると思います。隣保班に入っていない方とかいう問題は、また別問題として。

そういった点で、食事については、自衛隊抜きに一度に何千人分ものおにぎりを作るというのは非常に難しく、各集会所で皆さんが米とか野菜とかを持ち寄って自炊していただくということが、大規模災害の時には一番有効ではないかと、そのように思います。そういっ

た多くのメリットがあります。

そこで、各避難所整備に資金が必要になったとしても、それ以上の効果があるものと考えます。そこで、現在の指定避難所と普通の避難所の位置づけ、自主防災組織との関係性、あとは避難物資、援助物資の搬送について、どのように今は形ができているか、規定しているか、お尋ねをします。

また、避難所を自主運営の方向へ持っていく考えはあるか、それもお尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） 避難所の運営についてということなんですけれども、現在指定緊急避難所ということで、39箇所、それから運動公園等々の広場8箇所、合計47箇所ということで指定緊急避難所というような形で運営をさせていただいているというような状況でございます。

市議から大変ありがたいお言葉で市の職員を気遣っていただいて、大変ありがたく思っております。先だつての市政報告会でも、市長のお話でもありましたように、やっぱり自助、共助というところが一番大事で、そこで人命も助かっていっているというような状況でございます。我々を含めました、いわゆる公助という部分については、1割にも満たないところで人命が助かっていっているというようなところでございまして、そういった自主防災組織と、それから地域の民生委員だったり、先ほどの消防団だったり、そういった方々と協力をしながら運用をしていくというような形が好ましい姿であるというふうに、私も思っているところでございます。

実際の運用状況等になりますと、先ほど私たちもやっぱり業務に出て、また避難所の対応もしてというような形で、どこで寝よつかという状況にあるかもしれませんが、その地元の避難所の方々は、それぞれやっぱりお仕事を持っていらっしゃる。そこを求めるとするのは、大変心苦しいところもございまして、実際に昨年の災害の際には、避難所の運営をいっぱい手伝って、また、そのまま私は仕事は仕事で戻らないといけないということで、仕事に戻って、ほとんど我々と同じように寝ずに、そういった活動に当たっていただく方もいらっしゃいます。すべてが仕事を持たないような状態、フリーで動けるというような方ではございません。特に区長さん、117名おられますが、そういった方々についても、それぞれ普段のお仕事を持っていらっしゃる中で、ご協力をいただいているというところもございまして、そういった方々も協力は求めながら、また我々市の職員、それから、そういった形ではできない時には、国のほうでは受援計画というような形を設けてやってほしいというような形でございます。

今回も九州の市長会等々から、たくさんの支援をいただいております。また自衛隊等々につきましては7,000人ほどが初期の頃から入っていただいて、物資搬送から炊き出し等々も行っていただいたということ、それから地域の婦人会等も炊き出しを行っていただくというような形で、対応を行ってきたというところもございしますが、議員がおっしゃいますように、小さな自主的に開設された避難所は、そこの方々が自分のところにあるお米、自分のところにあるガスコンロ、自分のところにある発電機というような形で動いていただいて、本当に

助かっております。そういったところの活動が促進されますように、今後啓発に努めてまいりたいというふうに思います。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） その中で隣保班の重要性も明らかになってきていまして、坊中のほうで震災の1時間後ぐらいから明け方にかけて、「誰かが食器棚で倒れた」という話を区長が聞かれまして、私も聞いて消防団も聞いて、みんなで探したんですけど、どこか分からなかったと。朝方まで分からずに、結局は隣保班の人が、その食器棚を立ち上げて救い出してくださったというのを聞いています。

そういった意味では、近所のお年寄りとか、近所に住んでおられる方というのは、やっぱり隣保班の方じゃないとなかなか、区といっても広いでするので、分からないところもありますので、自主防災組織をつくっていく中で、区の体制もですけれども、区に入ってください、隣保班に入ってください、その中で自主防災体制をつくっていきたいと思いますので、ぜひ隣保班に入ってくださいという運動もしていただきたい、されたらどうかと思います。

受援計画もあるかもしれませんが、何回も言うようですけれども、南海トラフとか、大きなものになると、自分たちでせんといかんというところが出てくるとと思いますので、それまでの体制づくりをぜひ考えていかれたらどうかと思います。

その中で二つだけ、ちょっとお聞きしたいんですけれども、まず阿蘇市の体育館が震災後すぐに避難所として開けていただけなかったんですが、区長さんから何回か避難所に開けてくれと要望の願いはあったと思います。2日間、開けなかったんですけれども、結果黒川地区の場合は医療センターに避難されていた方が、内牧のほうに避難してくださいということで、近くの小学校じゃなくて内牧のほうに行ったんですね、それで開けられなかったのは何でかというのと。

もう一つは、黒川でいくつかの区が自主運営をされました。例えば、上西黒川とか、北黒川とか、その中で小学校に物資を取りに行ったんですけれども、分けてくれなかったということで、自衛隊が巡回してこられたから自衛隊からいろいろ頂いて、要は中通の物資倉庫から自衛隊が持ってこられたんだと思うんですけれども、その流れをきちんとつくって、そして、こういう流れでいきますということを各責任者にお伝えしておいて、前準備といいますか、段取りをしておいたほうがいいと思いますし、先ほど課長が言われたように、みんな仕事を持っておられる中で、仕事がなく、いざという時は動ける方というのもピックアップしておいたほうがいいと思いますし、臨機応変な形としては、そうやって仕事なくなっている方もおられると思います。そういった方々にもお願いできるような器というか、そういったつくりというものをつくっていたほうがいいと思います。そういったところで、その2点について、お答えができれば、よろしく申し上げます。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） 阿蘇小学校の避難所についてなんですけど、当方の記録によりますと発災初日、16日の日には開設ができておると、職員も2名張り付いているというような状況でございまして、発災直後は体育館等々については、私も一の宮小学校におりましたけ

れども、あの大きな余震が続く中で建物自体が暗い中での避難でございました。建物自体は大丈夫なのかというようなことが確認ができないまま「屋内には入らないでください」というような指示を出していたような状況でございました。そういったことで、情報の錯綜等々もあって、安全性を調べてないから、どこかに行かなんというような状況になったのではないかと推察されますが、そういったところも情報統制がうまくとれていなかった部分ではないかなと反省しているところでございます。

また、自主的な公民館の場合は、物資というような形でございますが、いわゆる指定避難所として開設している場所にいらっしゃる方については、今ここに20名分のものという形で配送がきたものを他の場所から、その場面で取りに来られると、そこにいらっしゃる方々の分がなくなってしまいます。そういったことがあって、そちらのほうには回せなかったのではないかと思います。これもやはり議員おっしゃいますように、物流の流れは実際どこからどこまでが取りまとめを行ってやっていくのかと、基本的にはおっしゃいますように拠点となる施設から直接というような形もありますが、いわゆる指定避難所が中継拠点となって、その周辺の自主的に開設された避難所の数を把握するような仕組み等々も考えていかなければならないかなというふうに思っているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） そうですね、どちらにしろ、医療センターから内牧に結構いかれていましたので、おそらく2日というのが地震の当日が1日、2日目の夕方に水がきたときには、まだ開いてい wasn't でしたので、水がきたということも消防団を通して近所に伝えざるを得なかったような状況だったですね。その夜から開けられたのかもしれないです。私も、ちょっと一つ一つ記録をとっていないので分からないですけども、そういうことでした。

それでは、今とにかく「指定避難所を中継所にする」ということを課長が言われましたので、そこでできればいいかなと思います。

別の観点から、今回の特徴として車中泊というのが非常に多ございました。震災の時、お年寄りの家を2軒ほど、すぐ尋ねたんですけども、「家から出たくない」と言われて、連れ出そうとしても連れ出すことができずに、一応玄関に待機していただいたんですけども、私は、車中泊して、そこのお年寄りの近くになるべくいようと思って、そこで車中泊をしたんですが、多くの方が私の近所では、阿蘇小学校のグラウンドに車中泊をしておられました。そういった中で、車中泊というのは指定避難所と避難所と別の分類として車中泊と自宅待機と、大きく4つに分かれるような形になると思います。どういう位置づけをして物資配送や避難者の把握、監督そういったことを行っていくか、そういったことも含めて全体的な話でかまいませんので。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） 今回の熊本地震におきましては、車中泊ということで、大変これも効果的な避難の形態であるという形も一部では認められているというところがございますが、一方で、やはりエコノミークラス症候群の発生だとか、そういった課題もリスクが指摘されてきているというところがございます。やはり物資等々を届けていく際は、そ

こにいらっしゃる方々が、どれだけいるのかというようなことに関することが必要になります。何を要求していらっしゃるのかというようなことが必要になってくると思います。

避難所の中で、こういうふうに呼び掛けを行いますと、特に受付も一つの窓口で行うことができるというような形でございますが、グラウンド等々に散らばった中で電気も使えないというような形で、ハンドマイクで「今からご飯届きますよ」というようなことを言って回るだけでも、これが30分、1時間かかるというようなことでございまして、やはりそこは、そういった形の避難所の中に入らずに、そういった選択をされた方々は、やはりご自身がやっぱり意識を持って対応していただくと、待ちの姿勢、行政からの待ちではなくて、やはり自分からそういった情報も取りにいく、物資も取りにいくというような心構えも、また啓発していかなければならないかなというふうに思っているところでございます。

また、先ほど「知らせますケン2」とかというようなことがございましたけれども、こういった情報がありますと、今そこでは配送が始まりましたよとかいうような情報を安心・安全メール等々でもですね、全住民がこれを登録していただいているというような状況ではございません。これが100%登録されるような状況になりますと、そういった情報を伝達することも、わざわざ職員なり、その避難所の担当者がふれて回るというような時間のロスもなくなってくるというようなことでございます。これが届いてなければ、それぞれが「今、ご飯きたらしいよ」とかいう情報も共有ができていくのではないかなというふうに思っておりますので、そういったところも進めていけたらなというふうに思っているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 時間も少なくなったので、まとめていきますが、車中泊の場合は、若いお母さんが、赤ちゃんがみんなのおられる中で泣くと気の毒だからということで、どうしても車中泊を選ばざるを得なかった方がおられます。

それと、もう一つは、お年寄りが、体のが不自由な方とか、そういった方々が避難所で不自由をされたという話も聞きます。赤ちゃんのことは、やっぱり車中泊じゃないと難しいかなと思うんですけども、車中泊を誰かが把握して拠点のような何か考え方ができないかなと、今考えております。

もう一つは、体が不自由な方、お年寄り、そういった方々が同じ避難所に避難をするのか、どういった体制になるのか、それをご質問します。

それと同時に、先ほどトイレの話が一般質問で出ていますけれども、トイレの整備の中で、指定避難所を優先的にやれないものかと、やはり避難されている方が、なかなか和式では難しいという、人を介助して連れていったとしても、なかなか和式じゃ難しいと思いますので、その点いかがでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） 特に高齢者等々の、いわゆる弱者と呼ばれる方々についての対応というようなことなんですけれども、市では、避難行動の要支援者というような形で、そういった方々が独自に、どういった方々がいらっしゃるという形を福祉課の部署になりますが、取りまとめておりまして、そういったものを総務課でも情報共有をさせていただいてい

るといふようなところでございます。そういった方々につきましては、避難行動についても、こういった形で民生委員の方々と一緒になりながら避難を支援していくというふうな形。

それから、福祉避難所ということで、障がいのある方ですとか、特別な事情を持たれた方々がいらっしゃいます。そういった方々につきましては、14の団体、17の施設について、福祉避難所としての活用の協定を結ばさせていただいているところです。そちらの施設にご誘導するというようなことで、今回の地震におきましては、協定を結んでおります施設自体も被災されて、なかなかそこで受け入れることができなかつたというようなこともございました。

そういったいろんな課題等々が上がってきております中で、今後そういった検証等も含めまして、計画対応にあたっていきたいというところであります。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君、時間がありませんので、まとめてください。

○4番（谷崎利浩君） もう終わりますが、今回の質問で方向性と考え方が、かなり一致しましたので、非常に有意義だったと思います。

ぜひ市民のために迅速に動けるように、「備えあれば憂いなし」ということで、いいマニュアルを作ってくださいまして、いざ災害のときには対応できるようにしていただきたいと思っております。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（藏原博敏君） 4番、谷崎利浩君の一般質問が終わりました。

続きまして、最後になりますが、7番議員、市原正君の一般質問を許します。

市原正君。

○7番（市原 正君） 平成29年一般質問の納め、大トリを務めさせていただきます。7番議員の市原でございますが、通告に従いまして、今回三つの質問をいたします。的確なる答弁を求めておきます。

まず、野焼きの事故防止についてであります。通告いたしておりますが、これは3月議会では、野焼きに間に合わないということで、今回通告をいたしました。

今議会で、2年前の事故の和解がなされたということで、先月の報告がありましたが、私自身野焼きにも参加しておりまして、風向きが変わって火をつけている私が、危うく火に巻き込まれるというような状況も体験しておりますので、この野焼きの事故、当然、事件があるということをも十分周知をしております。

特に、北外輪のほうでは、道路の通行止め等も行われておりますが、更に事故防止に対して担当課のほうで、どのようなことを考えるべきか。また、対策等があれば答弁をお願いしたいと思います。

それから、もう一緒にいきますが、野焼きは写真家の方々からも非常に被写体として興味のあるということで、観光面からも非常に興味を持っています。観光課長に伺いますが、観光客への事故防止の周知、その辺について、どういうことがなされているのか。その辺について答弁を求めます。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 失礼いたします。ただ今のご質問にお答えをいたしたいと思っております。

まず、先般の野焼き事故の報告でございますけれども、平成27年の事故ということで、ご報告をさせていただきました。今回の当該牧野につきまして、観光施設が立地しているわけでございます、今回の事故を受けまして、翌年、平成28年からでございますけれども、再発防止といたしまして、立ち入り規制でございますとか、観光施設での場外外の放送によりまして、観光客に対する周知徹底を図られております。さらなる安全対策ということで、観光客の安全面にも対応がされているというようなことで確認をいたしております。

今回の事故もそうでございますけれども、たまたま阿蘇市に観光に訪れた方でございますけれども、たまたま観光施設に立ち寄られて、野焼きの火が強風にあおられて、たまたま事故に遭われたということでございますけれども、そういったお客さんも非常に多いわけでございますので、主要幹線道路については、時間帯によって通行止めを、措置を規制をかけさせていただいておりますけれども、やはりこれにつきましては、牧野、火を入れる側と草原の維持保全する側でございますけれども、観光施設周辺に当然防火帯なるもの安全対策は施しているわけでございます、それ以外のそういった強風、たまたま強風によってあおられた火が発生するわけでございますけれども、これにつきましても観光施設側も同じような共通認識をしていただきまして、その時間帯によっては休業するなり、閉店するなり等の対策を今後市管内の観光施設あたりも含めまして、次回来年1月の火入れ会議に消防隊、それから観光協会、旅館組合の代表者も火入れ会議に参画していただきまして、注意喚起に向けた対策を練ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（藏原博敏君） 市原正君。

○7番（市原 正君） 立ち入り規制を強化するというような方向性、所管のほうで、そういうことで話をさせていただいておりますが、さらに、やはり事故があつて、今回のように市に対して損害賠償、そういったことがどんどん出てきたら困りますので、農政課のほうでの確なる対応を求めておきたいと思っております。

課長ありがとございました。観光課としては、どのようなことをお考えでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） ただ今のご質問にお答えいたします。

この度は、本当に観光客が傷ついたということで真摯に受け止めております。

今、農政課長が言いましたとおり、今度の大きい点は観光業者とか商工関係の方たちに火入れ会議に入ってもらう、これは非常に大きなことだと思っております。

これまでは、ホームページとかを通じて発信してきたわけでございます。この3月に向けましては、やはり今は非常に旅先に出るときにはSNSで確認してくるというのが主流になっておりますので、その辺で私どもも今、市、観光協会、道の駅、いろんなところでホームページとかフェイスブックを立ち上げておりますので、そこあたりで一斉に周知をしていただく。それとともに、FMラジオを阿蘇市のほうで3局設けています、番組を。なので、そこでも十分周知をしていきたい。報道関係者の方たちにも事前に連絡をしていただければ、

していただきたいと思っております。

それと、各インフォメーションにおきましては、「今日は野焼きがあっております」ということで、なるべく直接お客様に説明していただく。それから観光施設においても、農政課長と一緒に、さらなるお願いをしていきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 市原正君。

○7番（市原 正君） 今度の野焼きの会議に観光関係の方をお願いするということですが、それは実際に動いていますか。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） お答えいたします。

例年1月20日前後に火入れ会議を行わせていただいておりますので、年内に各機関にご説明した後に文書にて発送を予定いたしております。

○議長（藏原博敏君） 市原正君。

○7番（市原 正君） ぜひとも、それを実際に動かして、そして、ぜひ観光の方々も、この火入れというものに対する危険性、そういったものをしっかり認識していただくように、所管に求めておきたいと思っております。

以上です。

それでは続きまして、これは午前中の河崎議員の質問と少しかぶりますが、高校生のバス通学、JRの代替バス通学に関してですけれども、高校生を持つ保護者の方から、私も「代替バスの利便性向上」という相談をいっぱい受けました。その中で、市としては県に要望をされていると、その県の対応を待ってほしいというような話をしておりましたが、なかなかその対策が講じられないということで思っておりましたときに、先般の全協の中で教育部長が、今回やまびこ号の利用という話をされました。

非常に期待の持てる話だというふうに認識をしておりますが、やはり現在の代替バスがいろいろと問題があって、当然教育課としても、その問題点を認識した上で、今回のこのやまびこ号利用という話が出てきたと思っておりますが、現状における問題点、また、それに対する今回の対策、そのあたりを再度答弁を求めます。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） お疲れさまです。ただ今ご質問がありました件についてお答えをいたします。

現在、運行されております代替バスでございますが、議員がご指摘のとおり、大変利用者の方においては不便なところがございます。まず、平日で8便、土曜日で3便、これは大津方面に行くほうでございますが、それが大津から宮地に来る分で平日が7便、土曜日が4便、要するに土曜・日曜だけしか運行がされていません。まず、日曜・祭日の運行がないというのが、まず一つでございます。それと、平日・土曜日が運行されているというふうなことでございますが、時間帯が非常に利活用が悪いというふうなことでございます。平日でいきますと、朝5時40分、6時45分、8時10分、これは大津方面になりますが、通学で向かうほうの時間帯になります。

8時10分を最後に、あとは16時ということで、4時になります。当然大津から帰ってくる部分についても4時台の設定でございますので、平日、土曜日ともに日中の便が利用ができない。当然学校においては、午前中授業をやっているということもありますので、午前中にあった時に、平日に帰る時に、当然4時まで時間をつぶさなきゃならないという部分で、安全面的な部分で、昨年でいいますと、大津で女子高校生に声掛けがあったというふうな事例も発生いたしております。

それから、日中にも当然高校3年生は課外授業であったり、クラブ等の利用がありますけれども、全く対応ができないということで、この部分については、保護者が送迎をしているというふうな現状がございまして、大変不自由な部分がございます。

こういった点のにつきましては、早い段階において我々も認識をいたしておりましたので、ご指摘のとおり、熊本県が、JRに補助を出して運行しておりますので、県に再三要望を強く申し入れをしたところでございますが、なかなか現状が改善されないままに今日きた経緯がございます。

今回そういう中で、熊本県が4億4,300万円、復興基金の配分ということで、阿蘇市になされたものですから、そちらを利用して、今回阿蘇市独自の支援策をとということで、財政課等と協議をしながら、来年度に向けて対応していこうということで、高校生の保護者の連絡協議会等がございまして、そちらあたりと協議をしながら、現在進めているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 市原正君。

○7番（市原 正君） 今回、この話を聞きまして、数名の高校生の保護者の方に話をしましたら、「非常に期待が持てますね」という回答をいただいております。非常に取り組んでいただきたい議案ではありますが、財政課等々にですね、今回、財政課長の答弁は求めておりませんが、教育部長、教育課のほうで財政課との協議は、どの程度進んでいるのでしょうか。かなり財政課の課長も厳しいという話を聞いておりますので、そのあたりは教育課長、財政課、どの辺まで進んでいるのでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） 今回の部分につきましては、冒頭申しましたように、早い段階から県のほうに要望をいたしておりまして、今回企画をしましたような部分について、いろいろ数値もまとめまして要望しておりました関係上、基本になる数値が手元にありましたので、財政課長と中身の検討をさせていただいて、来年度からは、こういうふうな部分で復興基金の活用ということで協議をいたしております。

財政課長も含めまして、県のほうも今回のこういう支援については、本来の復興基金で使う項目に該当するということでの返事をいただいておりますので、来年度に向けての対応については、十分協議をいたしているところでございます。

ただ補助額、それから想定をされます利用される高校生の数等で、来年予算を計上しなければなりませんけれども、詳細の金額につきましては、今後また財政課と協議をしながら決定をしていきたいという具合に思っております。

それと当然のことながら、来年だけではなくて、J Rが復旧するまでの間ということになりますと、議員さんと一緒に立野の災害現場も見ましたけれども、見る限りにおいては、とても4、5年でJ Rが復旧するというふうな状況は見取れませんでしたので、10年ぐらいは、この事業としては継続をしなければならないものというふうに感じております。そういった部分も含めて、財務課長のほうとは協議をいたしております。

○議長（藏原博敏君） 市原正君。

○7番（市原 正君） ぜひとも早急なる対応を財政課長のほうにも求めておきたいと思っております。

それから、今、予算的なもの話が出てきましたが、先ほど河崎議員も今の中学3年生、新高校生にも、やはりこれはかかってくるという話をされました。当然だと思いますが、そのあたりの人数の把握、そういったものは教育課としてできているのでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） 現在の中学校3年生が、ただ今、三者面談等によりまして、進路校を決定している状況でございます。

最終的には、年が明けた段階で私立と県立、入試の時期は違いますけれども、私立で1月中旬から2月の中旬、公立で3月の中旬までには入試が行われるということで、現在の中学校3年生の数字については、詳細の人数は把握いたしておりませんが、既存の高校生でJ Rの代替バスを利用している高校生につきましては、概略把握をいたしております。

数字としましては、阿蘇方面から市内に向かう高校生、私立、県立、合わせて約150名ほどいらっしゃいます。

それと、阿蘇市内、赤水、内牧地区が、乙姫地区になりますけれども、そういった地区の子どもさんが阿蘇中央高校に来られるというふうな形で代替バスを利用されている方が約50名ということで、全体で200名ほどいらっしゃいます。当然、対象となる3年生は卒業しますし、今議員からご指摘がありました3年生につきましては、新たに対処するという事になってきますので、概略200名分は想定をいたしているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 市原正君。

○7番（市原 正君） 概略200名ということで、何年先になるのかということで、どれぐらいの補助率になるのか、そういったことを考えると、かなりの金額になると思いますが、やはりこれは大変必要な事業であるというふうに認識をしておりますので、保護者の方々にもしっかりと周知をしていただいて、1人の漏れもないように、今後そういった対策をとっていただきたいと思っております。

それから、もう1点要望しておきますが、新年度からの対応となった場合、3月議会等での条例の改正等で、果たして間に合うのかという危惧をしております。もし必要であれば、教育長や市長と相談をされて、臨時議会の開催等を行って、早急に保護者の方が求めておられるこの事業への補助を出せるという状況をしっかりとつくりたいということを求めておきたいと思っております。答弁はいいです。

それでは3番目、ふるさと応援寄附金事業、いわゆるふるさと納税についてであります。

早くから、この事業へ取り組むべきであるというふうに私は考えておりました、9月議会でこの事業への取り組みが決定されましたときに一般質問を行いました。

実際に9月議会で、予算の決定がされてしまっていて執行していると思いますが、この事業、実際に動いたのは、いつからなのか。そして、全国の方々からの反応はどうだったのか、そういった点について、所管の答弁を求めます。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） ただ今の質問にお答えさせていただきます。

阿蘇市ふるさと応援寄附金事業ということで、ふるさとチョイスというポータルサイトにおきまして、本年11月1日から開始をさせていただいております。

今の現状としましては、当初クレジットカードでの審査が時間がかかるということもありましたので、11月1日から11月末日までは郵便振替のみの対応ということでしたので、寄附の状況については、95件の284万5,000円という状況でございました。12月1日からはクレジットカード決済が可能となりましたので、12月14日現在になります。482件の1,265万5,000円のご寄附ということで、比較的伸びている状況でございます。

○議長（藏原博敏君） この事業は確実に伸びているということで、非常に、この事業に取り組んでよかったなというふうに思っておりますが、この事業を所管として初めて実際に動かして、今後更に今後の方向性といったものも少し見えてきたじゃないかと思いますが、その点について、どういったことをお考えでしょうか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 今現在、返礼品という部分についても、当初は30種類の返礼でございましたが、現在は季節限定も含めて52種類という形でさせていただいております。

この返礼品、求められる方、内容をちょっと見てみますと、10万円という大口の方については、ほとんどがお米を毎月送っていただくという形の返礼を申し込まれているケースが多くございます。

今の取り組みの方法としましては、5,000円以上の寄附を受け入れると、こういうことになっておまして、1回の寄附金で五つの種類が選べるようになっております。5万円であれば1万円の返礼品を五つあったりというような、五つの商品が選べるようになっておりますので、その中で今多いのは赤牛、それと、今私たちについては、牛乳関係もございまして、そういった特産品について、非常に注目を浴びている状況でございまして、今後そういった返礼品の状況をデータ分析をしまして、今後の商品開発等も考えていきたいと考えておりますし、また、他の自治体のふるさと納税の返礼品も参考にしながら考えていきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 市原正君。

○7番（市原 正君） 課長ありがとうございました。

確実にこの事業が伸びているということでございますので、更に所管のほうも張り切ってやっていただくように求めております。

今回は三つ、野焼き、高校生のバス、そして、ふるさと納税ということで一般質問をさせていただきましたが、すべて来年につながる事業であります。執行部の皆さん、しっかりと私どもと一緒にやっていきたいと思えます。

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藏原博敏君） 7番議員、市原正君の一般質問が終わりました。

以上をもちまして、今期定例会に通告・提出されました一般質問は全部終了いたしました。

日程第2 委員会の閉会中の継続審査（調査）について

○議長（藏原博敏君） 日程第2「委員会の閉会中の継続審査（調査）について」を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長から会議規則第111条の規定によりまして、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査（調査）の申出があります。

お諮りをいたします。各委員長の報告のとおり、閉会中の継続審査（調査）をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

従って、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。今期定例会付議されました事件は、すべて議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定によりまして、本日をもって閉会にしたいと思えますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、平成29年第5回阿蘇市議会定例会は、本日をもって閉会することに決定いたしました。

着座のままでご挨拶を申し上げます。平成29年第5回阿蘇市議会定例会を閉じるにあたり、ご挨拶を申し上げます。

去る12月1日以来15日間、議員各位におかれましては、時節柄ご多忙中にもかかわらず、熱心に審議を賜り、本日をもって、平成29年度補正予算案をはじめ、全議案の議決決定にいたしましたことを議長として、厚くお礼申し上げます。

また、会議を通じて議事進行に各位のご協力をいただきましたこと、重ねてお礼申し上げます。

執行部の皆さんにおかれましては、平成29年度補正予算案をはじめ、成立をみました各議案につきまして、その執行にあたっては適切に運用され、市政の発展のために、そして一層の努力をお願い申し上げます。

いよいよ厳寒に向かいます折から、皆さま方には、くれぐれもご自愛いただき、無事越年され、ご多幸な新年を迎えられますようお祈り申し上げます、閉会のご挨拶といたします。

以上をもちまして、平成 29 年第 5 回阿蘇市議会定例会を閉会いたします。
本日は、たいへんお疲れでございました。

午後 2 時 10 分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により下記署名する。

平成 29 年 月 日

阿蘇市議会議長

阿蘇市議会議員

阿蘇市議会議員